

与論町のち支える自殺対策計画

～誰も自殺に追い込まれることのない与論町の実現を目指して～

平成31年3月
鹿児島県与論町

はじめに

「誰もが自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、平成28年4月に自殺対策基本法が改正され、平成29年7月には自殺総合対策大綱が見直されました。改正基本法では、自殺対策の理念が「生きることの包括的な支援」であることがより明確に示され、地域自殺対策計画が全ての自治体に義務づけられました。

こうしたことから、改正基本法や大綱の趣旨を踏まえ、本町における全事業の中から「生きる支援」に関連する事業を総動員して、全庁的な取組として「生きることの包括的な支援」を推進するとともに、関係機関や関係団体と連携を図り、総合的な自殺対策を推進するため、この度「与論町のち支える自殺対策計画」を策定いたしました。

自殺対策は「生きることの包括的な支援」であり、それは地域づくりそのものです。本計画の着実な推進を図り、誰もが自殺に追い込まれることのない島づくり、町民一人ひとりが生きがいを持ち、共に助け合い・支え合う島づくりを目指していききたいと思います。

結びに、本計画の策定にあたり貴重な御意見を賜りました関係者の皆様をはじめ、「こころの健康に関する住民意識調査」に御協力いただきました町民の皆様に対し、心から感謝申し上げます。



平成31年3月

与論町長 山 元宗

目 次

第1章 計画策定の趣旨等	4
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置付け	
3 計画の期間	
4 計画の数値目標	
第2章 本町における自殺の特徴	6
第3章 自殺対策の基本方針	15
第4章 基本施策	18
1 地域におけるネットワークの強化	18
2 自殺対策を支える人材の育成	19
3 住民への啓発と周知	20
4 生きることの促進要因への支援	21
5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育	22
6 評価について	23
第5章 重点施策	24
1 高齢者	24
2 勤務・経営	25
3 子ども・若者	26
4 無職者・失業者	28
5 生活困窮者	28
6 評価について	30
第6章 生きる支援関連施策	31
第7章 自殺対策の推進体制	66
資料編	
資料1 与論町のち支える自殺対策推進本部設置要綱及び与論町のち 支える自殺対策ネットワーク会議設置要綱	68
資料2 こころの健康に関する住民意識調査結果	72
資料3 相談窓口一覧	94
資料4 自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱	96

第1章 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨

我が国の自殺対策は、平成18年に自殺対策基本法（以下、「基本法」という。）が制定されて以降、大きく前進しました。それまで「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになり、国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺者数の年次推移は減少傾向にあるなど、着実に成果を上げています。しかし、我が国の人口10万人当たりの自殺者数（以下、「自殺死亡率」という。）は、主要先進7か国の中で最も高く、自殺者数の累計は毎年2万人を超える水準で積み上がっているなど、非常事態はいまだ続いていると言わざるを得ません。

そうした中、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して自殺対策を更に総合的かつ効果的に推進するため、施行から10年の節目に当たる平成28年に、自殺対策基本法が改正されました。自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等を基本理念に明記するとともに、自殺対策の地域間格差を解消し、いわばナショナルミニマムとして、誰もが「生きることの包括的な支援」としての自殺対策に関する必要な支援を受けられるよう、全ての都道府県及び市町村が「都道府県自殺対策計画」又は「市町村自殺対策計画」を策定することとされました。

こうしたことから、改正基本法及び平成29年7月に閣議決定された新たな自殺総合対策大綱（以下、「大綱」という。）の趣旨を踏まえて、本町における全事業の中から「生きる支援」に関連する事業を総動員して、つまり既存の事業を最大限活かす形で、全庁的な取組として「生きることの包括的な支援（＝自殺対策）」を推進するとともに、関係機関や関係団体と連携を図り、総合的な自殺対策を推進し、「誰も自殺に追い込まれることのない与論町の実現」を目指して、「与論町のいち支える自殺対策計画～誰も自殺に追い込まれることのない与論町の実現を目指して～」（以下、「本計画」という。）を策定することとしました。

2 計画の位置付け

本計画は、改正基本法第13条第1項の規定に基づき、新たな大綱及び本町の実情を踏まえた自殺対策を推進するために策定するものです。

また、第5次与論町総合振興計画、健康よろん21と整合性を図るものとします。

3 計画の期間

本計画の期間は、平成31年度から平成35年度までの5年間とします。

ただし、取組の進捗状況や本町の自殺の実態、社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

4 計画の数値目標

国は、大綱において、平成38年までに、自殺死亡률을平成27年と比べて30%以上減少させることを目標として定めています。

<国の自殺総合対策大綱の数値目標>

先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、平成38年までに、自殺死亡률을平成27年と比べて30%以上減少
平成27年：18.5 ⇒ 平成38年：13.0以下

<本町の数値目標を国に準じた場合>

平成27年：36.7 ⇒ 平成38年：25.6以下

本計画の計画期間（5年間：平成31年～平成35年）においては、
平成35年：28.7以下

一方、本町の年間の自殺者数は、平成11年から平成30年までの20年間で最大5人、最少0人であり、年間平均は1.8人となっています。

そこで、本計画では、自殺者数「0」を目標とします。

第2章 本町における自殺の特徴

1 自殺者数の推移

本町における平成11年から平成30年までの年間自殺者数は、最大5人、最少0人であり、年間平均は1.8人となっています。

年	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
人	1	3	2	2	2	1	3	1	1	2
年	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
人	0	2	1	0	2	0	2	4	2	5

(資料：厚生労働省「人口動態統計」等)

2 自殺死亡率による全国、鹿児島県、奄美医療圏との比較

本町の平成25年から平成29年までの5年間の平均自殺死亡率は37.0となり、全国、鹿児島県、奄美医療圏のいずれの自殺死亡率よりも高くなっています。

年	自殺者数				自殺死亡率(10万対)			
	全国	鹿児島	奄美	与論	全国	鹿児島	奄美	与論
H21	32,485	460	47	0	25.6	26.6	38.5	0.0
H22	31,334	462	43	2	24.7	26.8	35.6	36.4
H23	30,370	439	44	1	24.1	25.6	36.8	18.3
H24	27,589	387	23	0	21.8	22.7	19.5	0.0
H25	27,041	403	29	2	21.1	23.7	24.8	36.8
H26	25,218	371	30	0	19.6	21.8	25.6	0.0
H27	23,806	336	36	2	18.6	19.9	31.1	36.7
H28	21,703	289	27	4	16.9	17.2	23.6	74.0
H29	21,127	292	25	2	16.5	17.5	22.1	37.5
平均	23,779	338	29	2	18.5	20.0	25.4	37.0

(資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」)

※平均はH25～H29の平均値

※奄美医療圏の構成市町村：奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町

3 対策が優先されるべき対照群

本町における平成 25 年から平成 29 年までの 5 年間の自殺者は 10 人（男性 8 人、女性 2 人）で、自殺者が多い属性（性別×年代別×仕事の有無別×同居人の有無別）は、以下の 5 区分となっています。この結果から、本町が重点的に対策を講じる必要がある対策は、「高齢者」、「勤務・経営」、「子ども・若者」、「無職者・失業者」、「生活困窮者」の 5 つとなります。

上位 5 区分	全国	鹿児島県	奄美圏域	与論町
1 位	男性 60 歳以上 無職同居	男性 60 歳以上 無職同居	男性 60 歳以上 無職同居	男性 60 歳以上 有職独居(2)※
2 位	男性 40～59 歳 有職同居	男性 40～59 歳 有職同居	男性 20～39 歳 有職同居	男性 20～39 歳 有職同居(2)
3 位	女性 60 歳以上 無職同居	女性 60 歳以上 無職同居	男性 60 歳以上 無職独居	男性 40～59 歳 無職独居(1)
4 位	男性 60 歳以上 無職独居	男性 60 歳以上 無職独居	男性 40～59 歳 有職同居	男性 40～59 歳 無職同居(1)
5 位	男性 20～39 歳 有職同居	男性 60 歳以上 有職同居	男性 60 歳以上 有職同居	男性 60 歳以上 有職同居(1)

（資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル」）

順位は自殺者数の多さにもとづき、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順となっています。

※自殺死亡率の母数（人口）は平成 27 年国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計しています。

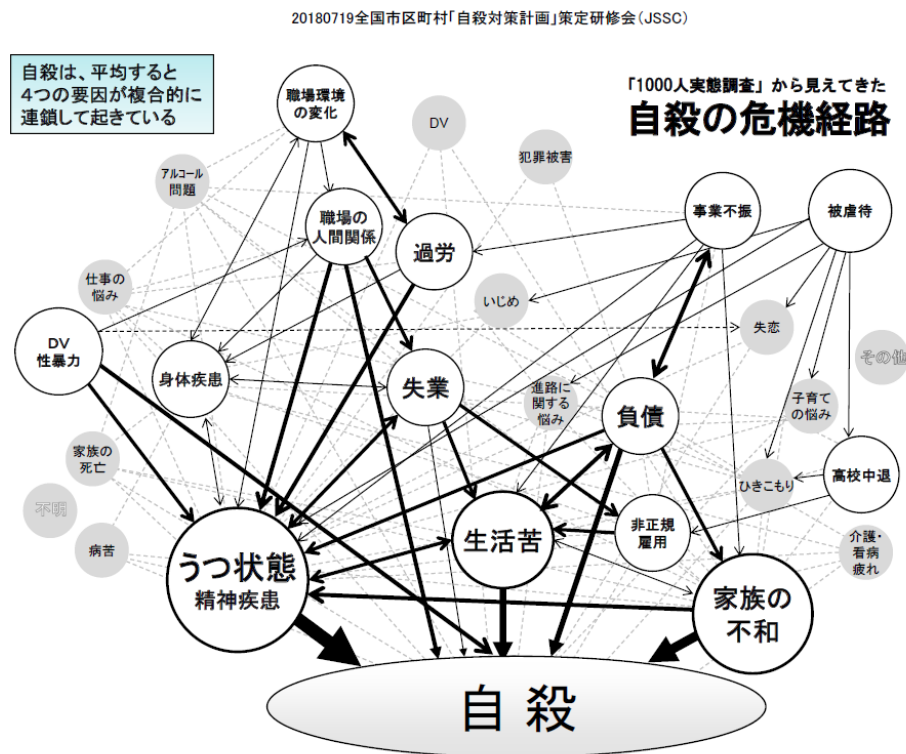
※与論町の（ ）内の数字は自殺者数を表しています。

4 背景にある主な自殺の危機経路

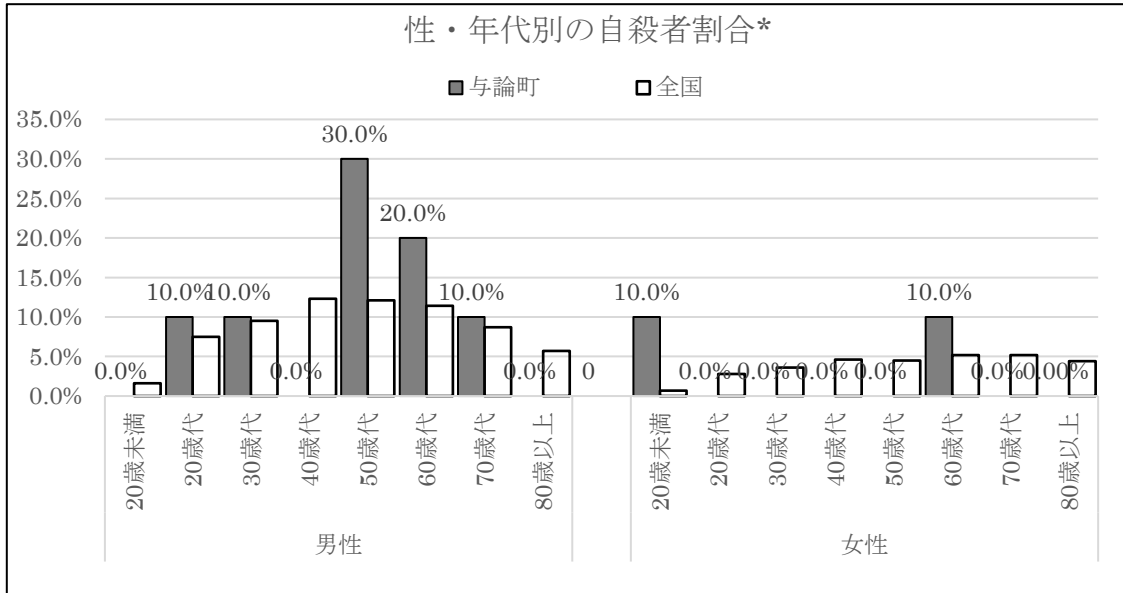
上位 5区分	与論町	背景にある主な自殺の危機経路
1位	男性 60歳以上 有職独居	配置転換/転職+死別・離別→身体疾患→うつ状態→自殺
2位	男性 20~39歳 有職同居	職場の人間関係/仕事の悩み(ブラック企業)→パワハラ+過労→うつ状態→自殺
3位	男性 40~59歳 無職独居	失業→生活苦→借金→うつ状態→自殺
4位	男性 40~59歳 無職同居	失業→生活苦→借金+家族間の不和→うつ状態→自殺
5位	男性 60歳以上 有職同居	①【労働者】身体疾患+介護疲れ→アルコール依存→うつ状態→自殺 ②【自営業者】事業不振→借金+介護疲れ→うつ状態→自殺

(資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロフィール」)

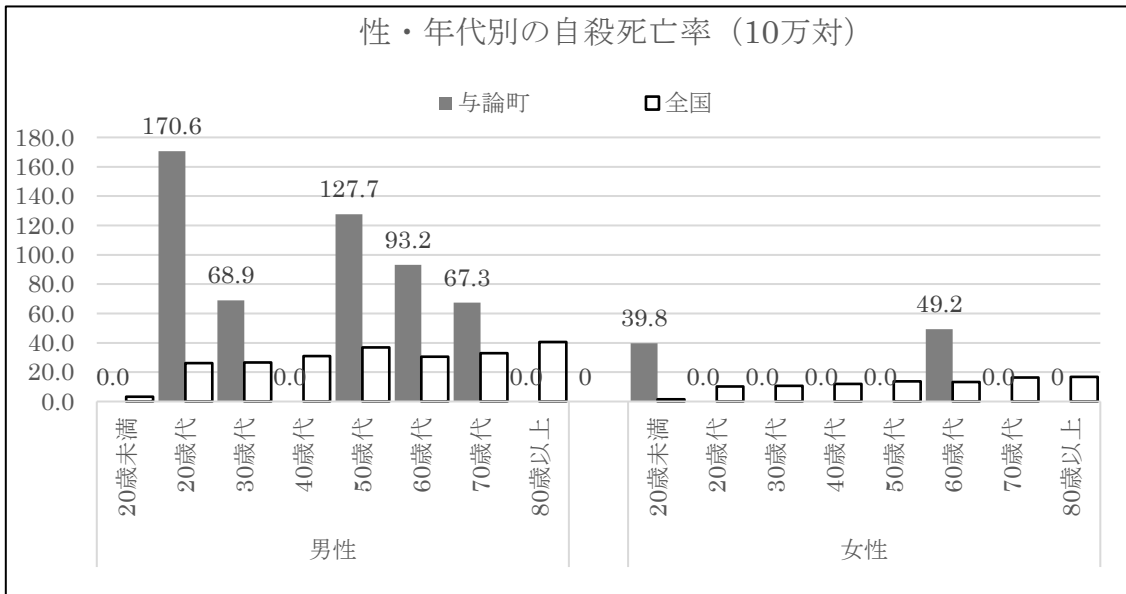
※「背景にある主な自殺の危機経路」は自殺実態白書 2013 (ライフリンク) に基づき、あくまでも、該当する性・年代等の特性に応じ、全国的に見て代表的と考えられる「自殺の危機経路」を示すものであり、提示された経路が唯一のものではありません。



5 性・年代別の自殺者割合及び自殺死亡率（H25～H29 平均）



※全自殺者に占める割合を示しています。



（資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル」）

6 有職者の自殺の内訳（H25～H29 の合計）

職業	自殺者数	割合	全国割合
自営業・家族従業者	3	50.0%	20.3%
被雇用者・勤め人	3	50.0%	79.7%
合計	6	100.0%	100.0%

（資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル」）

7 60歳以上の自殺の内訳（H25～H29の合計）

性別	年齢階層	同居人の有無 (人数)		同居人の有無 (割合)		全国割合	
		あり	なし	あり	なし	あり	なし
男性	60歳代	1	1	25.0%	25.0%	18.1%	10.7%
	70歳代	0	1	0.0%	25.0%	15.2%	6.0%
	80歳以上	0	0	0.0%	0.0%	10.0%	3.3%
女性	60歳代	1	0	25.0%	0.0%	10.0%	3.3%
	70歳代	0	0	0.0%	0.0%	9.1%	3.7%
	80歳以上	0	0	0.0%	0.0%	7.4%	3.2%
合計		4		100%		100%	

（資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル」）

8 自殺者における未遂歴（H24～H28の合計）

未遂歴	自殺者数	割合	全国割合
「あり」及び「不詳」	5	50.0%	39.0%
なし	5	50.0%	61.0%
合計	10	100%	100%

（資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル」）

9 手段別の自殺者数（H24～H28の合計）

手段	人数	割合	全国割合
首つり	10	100.0%	66.2%
合計	10	100.0%	100.0%

（資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル」）

10 「こころの健康に関する住民意識調査」の結果概要

<調査概要>

1 調査の目的

平成31年度を初年度とする「与論町のち支える自殺対策計画」の基礎資料とするため実施しました。

2 調査対象者

20歳代から70歳代までの町民（平成30年8月末現在）

男性：1,807人 女性：1,721人 計 3,528人

3 調査期間

平成30年10月4日～平成30年11月2日

4 回収状況

配布数	回収数	回収率
3,528	1,046	29.6%

<調査結果概要>

問7 ご家庭の家計の余裕はどの程度ありますか。(単数回答)

(n=1,046)

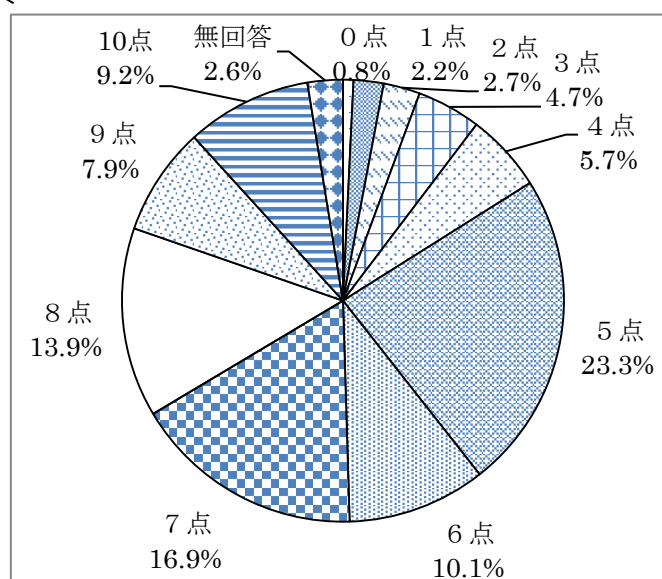
	回答数	(%)
1 全く余裕がない	182	17.4
2 あまり余裕がない	378	36.1
3 どちらともいえない	252	24.1
4 ある程度余裕がある	189	18.1
5 かなり余裕がある	13	1.2
無回答	32	3.1
計	1,046	100.0

コメント：「あまり余裕がない」と「全く余裕がない」を合わせると53.5%となっています。一方、「ある程度余裕がある」は約18%となっています。

問8 現在、あなたはどの程度幸せですか。(単数回答)

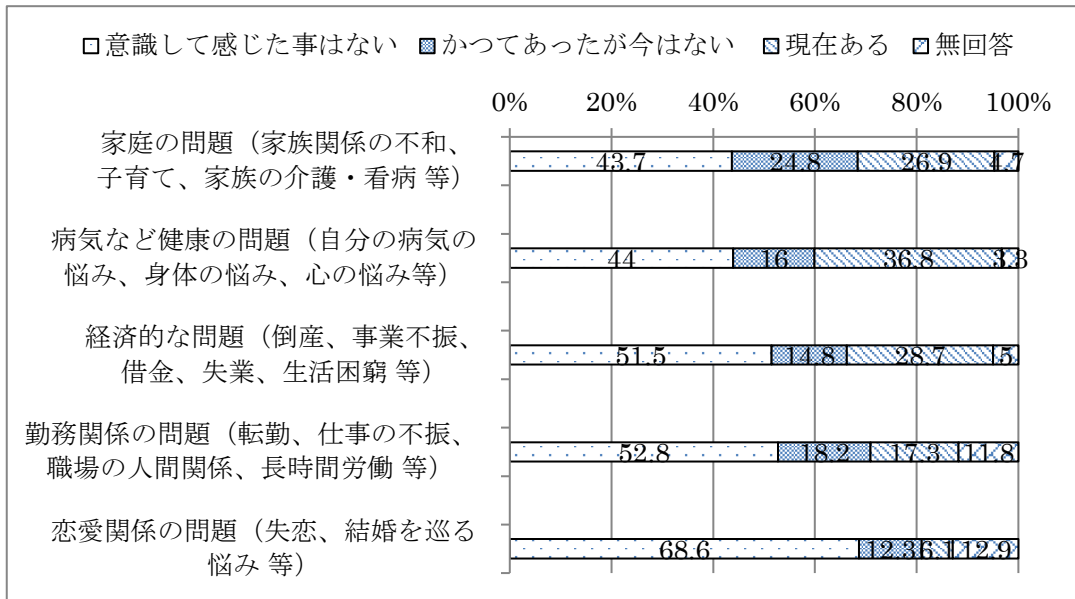
0点 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10点

とても不幸せ ← → とても幸せ



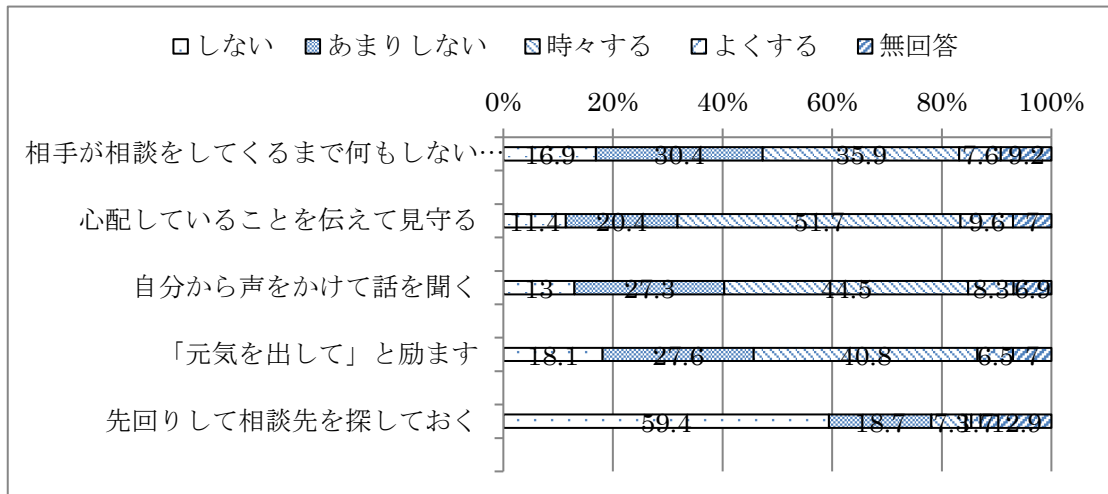
コメント：回答者の幸せ度は5点が最も多く、次いで7点、8点、6点の順となっております。前問の結果と照らしてみると、家計の余裕はあまりないが、幸せ度は平均より少し上だと感じている方が多いように思われます。

問9 あなたは日頃、悩みや苦労、ストレス、不満を感じることがありますか。(単数回答)



コメント：設問の中で、悩みや苦労、ストレス、不満が現在あると回答した方の割合が最も高いのは、「病気など健康の問題」で約37%となっています。次いで、「経済的な問題」で約29%、「家庭の問題」で約27%、「勤務関係の問題」で約17%、「恋愛関係の問題」で約6%の順となっています。

問15 身近な人がいつもと違った様子で辛そうに見えた時に、あなたがどうするか教えてください。(単数回答)



コメント：「時々する」と「よくする」を合わせた割合が高い順番は、1位「心配していることを伝えて見守る約61%」、2位「自分から声をかけて話を聞く約53%」、3位「「元気を出して」と励ます47%」、4位「相手が相談をしてくるまで何もしないで待つ約44%」、5位「先回りして相談先を探しておく9%」となっています。

問 17 あなたは「自殺」についてどのように思いますか。（単数回答）

(n = 1, 046)

			そう思 わない	どちら かとい うとそ う思わ ない	どちら ともい えない	どちら かとい うとそ う思う	そう思 う	無回答	計
a	生死は最終的に 本人の判断に任 せるべき	回答数	353	128	276	92	114	83	1, 046
		(%)	33. 7	12. 2	26. 4	8. 8	10. 9	7. 9	99. 9
b	自殺せずに生き ていれば良いこ とがある	回答数	46	22	226	220	454	78	1, 046
		(%)	4. 4	2. 1	21. 6	21. 0	43. 4	7. 5	100. 0
c	自殺は繰り返さ れるので、周囲 の人が止めるこ とはできない	回答数	338	175	309	65	71	88	1, 046
		(%)	32. 3	16. 7	29. 5	6. 2	6. 8	8. 4	99. 9
d	自殺する人は、 よほど辛いこと があったのだと 思う	回答数	39	50	184	256	446	71	1, 046
		(%)	3. 7	4. 8	17. 6	24. 5	42. 6	6. 8	100. 0
e	自殺は自分には あまり関係がな い	回答数	227	113	270	136	213	87	1, 046
		(%)	21. 7	10. 8	25. 8	13. 0	20. 4	8. 3	100. 0
f	自殺は本人の弱 さから起こる	回答数	258	101	355	101	147	84	1, 046
		(%)	24. 7	9. 7	33. 9	9. 7	14. 1	8. 0	100. 1
g	自殺は本人が選 んだことだから 仕方がない	回答数	320	155	298	109	72	92	1, 046
		(%)	30. 6	14. 8	28. 5	10. 4	6. 9	8. 8	100. 0
h	自殺を口にする 人は、本当に自 殺はしない	回答数	232	100	434	104	88	88	1, 046
		(%)	22. 2	9. 6	41. 5	9. 9	8. 4	8. 4	100. 0
i	自殺は恥ずかし いことである	回答数	240	114	348	102	150	92	1, 046
		(%)	22. 9	10. 9	33. 3	9. 8	14. 3	8. 8	100. 0
j	防ぐことができ る自殺も多い	回答数	31	16	138	279	493	89	1, 046
		(%)	3. 0	1. 5	13. 2	26. 7	47. 1	8. 5	100. 0
k	自殺をしようと する人の多く は、何らかのサ インを発してい る	回答数	22	21	203	297	413	90	1, 046
		(%)	2. 1	2. 0	19. 4	28. 4	39. 5	8. 6	100. 0
l	自殺を考える 人は、様々な問 題を抱えてい ることが多い	回答数	17	24	137	312	473	83	1, 046
		(%)	1. 6	2. 3	13. 1	29. 8	45. 2	7. 9	99. 9
m	自殺を考える人 の多くは、精神 的に追い詰めら れて他の方法を 思いつかなくな っている	回答数	14	20	103	282	551	76	1, 046
		(%)	1. 3	1. 9	9. 8	27. 0	52. 7	7. 3	100. 0

コメント：「生死は最終的に本人の判断に任せるべき」で「そう思う」が約10%、「自殺は繰り返されるので、周囲の人が止めることはできない」で「そう思う」が約7%、「自殺は本人の弱さから起こる」で「そう思う」が約14%、「自殺は本人が選んだことだから仕方がない」で「そう思う」が約7%となっています。「自殺は自分にはあまり関係がない」の項目をみると、「そう思わない」が約22%、逆に「そう思う」が約20%となっています。「自殺は本人の弱さから起こる」及び「自殺は恥ずかしいことである」の項目で、「どちらかというところ思う」と「そう思う」を合わせると、共に約24%となっています。「防ぐことができる自殺も多い」の項目では、「そう思う」が約47%と最も多くなっています。また、「自殺をしようとする人の多くは、何らかのサインを発している」の項目では、「そう思う」が約40%、「どちらかというところ思う」が約28%となっており、合せて約68%の方が、「自殺をしようとする人の多くは、何らかのサインを発している」と思っています。

問24 あなたはこれまでに、本気で自殺をしたいと考えたことはありますか。

(単数回答)

(n=1,046)

	回答数	(%)
1 これまでに本気で自殺をしたいと考えたことはない	749	71.6
2 この1年以内に本気で自殺をしたいと考えたことがある	26	2.5
3 ここ5年くらいの間に本気で自殺をしたいと考えたことがある	16	1.5
4 5年～10年前に本気で自殺をしたいと考えたことがある	29	2.8
5 10年以上前に本気で自殺をしたいと考えたことがある	65	6.2
無回答	161	15.4
計	1,046	100.0

コメント：回答者のうち136人、13.0%の方が、過去に「自殺をしたいと考えたことがある」と回答しています。

第3章 自殺対策の基本方針

平成29年（2017年）7月に閣議決定された自殺総合対策大綱の基本認識と基本方針を踏まえて、本町では、以下の5つの基本方針に基づいて自殺対策を推進します。

- 1 生きることの包括的な支援として推進
- 2 関連施策との連携を強化した総合的な自殺対策の推進
- 3 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動
- 4 実践と啓発を両輪として推進
- 5 関係者の役割の明確化及び関係者の連携・協働を推進

1 生きることの包括的な支援として推進

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や多重債務、生活苦等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに自殺リスクが高まります。

そのため、自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる必要があります。自殺防止や遺族支援といった狭義の自殺対策だけでなく、「生きる支援」に関する地域のあらゆる取組を総動員し、まさに「生きることの包括的な支援」として推進することが重要です。

2 関連施策との連携を強化した総合的な自殺対策の推進

自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにして自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。また、このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。

自殺の要因となり得る生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等、関連の分野においても同様の連携の取組が展開されています。連携の効果を更に高めるため、そうした様々な分野の生きる支援にあたる人々がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。

とりわけ、地域共生社会の実現に向けた取組や生活困窮者自立支援制度などとの連携を推進することや、精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性

を高めて、誰もが適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにすることが重要です。

3 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

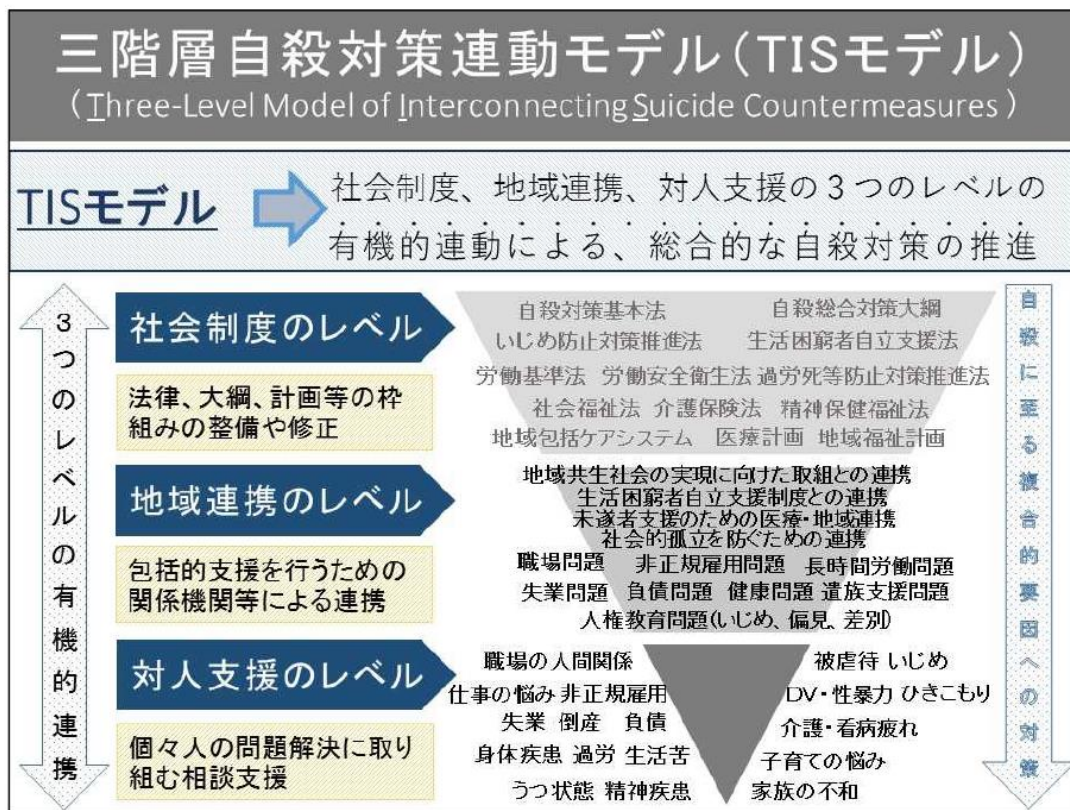
自殺対策は、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」、それぞれにおいて強力に、かつそれらを総合的に推進することが重要です。

これは、町民の暮らしの場を原点としつつ、「様々な分野の対人支援を強化すること」と、「対人支援の強化等に必要な地域連携を促進すること」、更に「地域連携の促進等に必要な社会制度を整備すること」を一体的なものとして連動して行っていくという考え方（三階層自殺対策連動モデル）です。

また、時系列的な対応としては、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、それに自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」の、それぞれの段階において施策を講じる必要があります。

加えて、「自殺の事前対応の更に前段階での取組」として、学校において、児童生徒等を対象とした、いわゆる「SOSの出し方に関する教育」を推進することも重要とされています。

図4：三階層自殺対策連動モデル（自殺総合対策推進センター資料）



4 実践と啓発を両輪として推進

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように積極的に普及啓発を行うことが重要です。

全ての町民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていきけるよう、広報活動、教育活動等に取り組んでいくことが必要です。

5 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働を推進

「誰も自殺に追い込まれることのない与論町」を実現するためには、国、県、関係団体、民間団体、企業、町民等が連携・協働して町を挙げて自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要です。

具体的には、本町には「地域の状況に応じた施策を策定し、実施する」責務があります。また関係団体や民間団体、企業には、それぞれの活動内容の特性等に応じて「積極的に自殺対策に参画する」ことが求められ、町民にも「自殺が社会全体の問題であり我が事であることを認識し、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現のため、主体的に自殺対策に取り組む」ことが期待されます。

第4章 基本施策

基本施策は、自殺総合対策推進センターが取りまとめている「地域自殺対策政策パッケージ」において、「全国的に実施することが望ましい」とされている次の5項目に取り組みます。なお、以下の事業は、「第6章 生きる支援関連施策」の一部も掲載しています。また、本計画の進捗状況を評価するため、いくつかの評価指標を設定します。

- 1 地域におけるネットワークの強化
- 2 自殺対策を支える人材の育成
- 3 住民への啓発と周知
- 4 生きることの促進要因への支援
- 5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

1 地域におけるネットワークの強化

自殺対策が最大限その効果を発揮し、「誰も自殺に追い込まれることのない与論町」を実現するため、県、町、関係団体、民間団体、企業、町民等が連携・協働して、自殺対策を総合的に推進します。

- (1) 町内の医療・保健・福祉・教育・労働等の関係機関・団体等で構成され、自殺対策を総合的かつ円滑に推進するために設置された「与論町のち支える自殺対策ネットワーク会議」において、構成団体と連携した取組の検討などを行うことにより、より効果的な自殺対策の推進を図ります。

(町民福祉課)

「与論町のち支える自殺対策ネットワーク会議」構成委員

与論徳洲会病院、パナウル診療所、保健センター、地域包括支援センター、社会福祉協議会、民生委員協議会、福祉事務所（大島支庁沖永良部事務所総務福祉課与論駐在）、与論中学校、与論高等学校、与論幹部派出所、与論分遣所、自治公民館連絡協議会、連合青年団、地域女性団体連絡協議会、老人クラブ連合会、商工会、あまみ農業協同組合与論事業本部、教育委員会、町民福祉課

(平成30年度)

- (2) 自殺対策に関連する庁内各課から構成される「与論町いのち支える自殺対策推進本部及び幹事会」において、関係情報や課題等を共有し、相互に連携を図ることにより、全庁的に自殺対策を推進します。

(全課)

- (3) 徳之島保健所主催の与論地区自殺対策連絡会において、病院、警察、消防等の関係機関と関係情報や課題等を共有し、ネットワークの強化を図ります。

(町民福祉課、保健センター)

- (4) 生活困窮者への相談・支援のなかで、自殺のリスクが高い住民の情報を把握した場合は、社協の生活困窮者自立支援窓口との連携を図り、適切な支援に繋がります。

(町民福祉課)

2 自殺対策を支える人材の育成

自殺対策においては、様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対しての早期の「気づき」が重要であることから、自殺対策に係る人材やゲートキーパー(*)の育成を推進します。

* ゲートキーパーとは、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のことです。(厚生労働省ホームページより)

- (1) さまざまな職種を対象とする研修

自殺対策では、悩んでいる人に寄り添い、関わりを通じて「孤立・孤独」を防ぎ、支援することが重要です。1人でも多くの方に、ゲートキーパーとしての意識を持っていただき、専門性の有無にかかわらず、それぞれの立場でできることから進んで行動を起こしていくことが自殺対策につながります。役場職員を始め、住民からの相談を受ける職種や健康状態等の変化に気づく可能性のある職種など（医療機関、調剤、薬剤師、理容師・美容師、農協、漁協、商工会、郵便、信用金庫、製糖工場、ホテル・民宿業、建設業、小売業、福祉施設、司法書士等）、ゲートキーパーとしての役割が期待される職業の方に、ゲートキーパー養成研修会への参加を促します。

(町民福祉課、総務企画課)

- (2) 全庁的に自殺対策を推進するため、自殺対策研修会への職員の参加を推進します。

(総務企画課)

- (3) 一般町民を対象とするゲートキーパー養成研修会を開催します。

(町民福祉課)

- (4) 栽培技術や経営方針等について悩みを抱えている4Hクラブ員に戸別訪問を行う指導農業士に対し、ゲートキーパー研修の受講を勧めます。
(産業振興課)
- (5) 各集落の子ども育成会役員等にゲートキーパー研修会の受講を勧めます。
(生涯学習課)
- (6) NPO等地域づくり団体が行う自殺対策に資する活動を支援します。
(総務企画課)
- (7) 地域と行政が一体となって自殺対策を推進するため、自治公民館が行う自殺対策に資する活動を支援します。
(総務企画課)
- (8) 学校教育・社会教育に関わる人への自殺対策関連研修会への参加を推進します。
(学務課、生涯学習課)
- (9) 関係者間の連携調整を行う人材の育成
役場の各種申請窓口や納税相談・臨戸徴収に関わる職員、堆肥の回収作業を行う職員、町民福祉課、保健センター、地域包括支援センター職員の自殺対策関連研修会への参加の機会を確保し、職員の資質向上を図り、関係者間の連携調整を行う人材を育成します。
(町民福祉課)
- (10) 寄り添いながら伴走型支援を担う人材の育成
保健センター、地域包括支援センター、社会福祉協議会職員等の自殺対策関連研修会への参加の機会を確保し、職員の資質向上を図り、相談者の自殺リスクが低下するまで伴走型の支援を担う人材を育成します。
(町民福祉課)

3 住民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は、「誰にでも起こりうる危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくいことから、そうした心情や背景への理解を深めることも含め、危機に陥ったときは、誰かに援助を求めていいということが共通認識となるように、様々な啓発活動を行います。

- (1) リーフレット・啓発グッズ等の作成と活用
 - ① 自殺対策強化月間（3月）において、広報ポスターを掲示するとともに、防災無線や週報を活用し自殺対策についての啓発を行います。
(町民福祉課、保健センター)
 - ② 自殺予防週間（9月10日～9月16日）において、広報ポスターの掲示や相談窓口等を記載したリーフレット等を街頭で配布するとともに、防災無線や週報を活用し自殺対策についての啓発を行います。
(町民福祉課、保健センター)
 - ③ 長期休業前から長期休業期間中、長期休業明けの時期にかけて、小

中高等学校における早期発見・見守り等の取組を推進します。

(学務課)

- ④ 町立図書館や関係施設に、自殺対策に係るリーフレット等を設置し、自殺対策についての啓発を行います。(町民福祉課、保健センター)
- (2) 町民向け講演会・イベント等の開催
 - ① 健康フェスタにおいて、自殺対策についての啓発を行います。(町民福祉課、保健センター)
 - ② 一般町民を対象とするゲートキーパー養成研修会等を通じて、自殺対策についての啓発を行います。(町民福祉課、保健センター)
- (3) メディア等を活用した啓発
与論町公式ホームページや「広報よろん」等を活用し自殺対策についての啓発を行います。(総務企画課、町民福祉課)

4 生きることの促進要因への支援

自殺対策は、「生きることの阻害要因」(生活困窮、いじめや孤立等)を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」(自己肯定感、信頼できる人間関係等)を増やす取組を行い、双方の取組により自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。

そのため、本町においては、「生きる支援」に関する地域のあらゆる取組を総動員して自殺対策を推進します。

- (1) 居場所づくり
 - ① 自治公民館活動や社会教育活動を充実することにより、様々な世代が交流する地域の居場所づくりを進めます。(総務企画課、生涯学習課)
 - ② 家族会や自助グループの活動を支援します。(町民福祉課)
 - ③ 障害者就労支援施設や精神障害者小規模作業所の活動を支援し、居場所づくりを進めます。(町民福祉課)
 - ④ 障害者相談支援事業や生活困窮者自立支援事業により、居場所づくりを進めます。(町民福祉課)
 - ⑤ 社会教育施設(町立図書館、中央公民館等)が、学校に行きづらい子どもたちにとって安心して過ごせる居場所としての役割を担えるよう、環境整備に努めます。(生涯学習課)
- (2) 自殺未遂者への支援
 - ① 思春期・青年期において精神的問題を抱える者、自傷行為を繰り返す者や過去のいじめや被虐待経験などにより深刻な生きづらさを抱える者については、とりわけ若者の職業的自立の困難さや生活困窮など生

活状況等の環境的な要因も十分に配慮しつつ、医療機関、精神保健福祉センター、保健所、保健センター、教育機関を含めた保健・医療・福祉・教育・労働・法律等の関係機関・関係団体のネットワークの構築により、適切な医療機関や相談機関を利用できるよう支援する等、要支援者の早期発見・早期介入のための取組を推進します。

(保健センター、町民福祉課)

- ② 鹿児島県自殺未遂者支援連携体制事業に協力し、保健所、医療機関、警察、消防との連携や情報交換により、自殺の再企図を防止するための個別支援を行います。

(保健センター、町民福祉課)

- (3) 遺された人への支援

自殺者や遺族のプライバシーに配慮しつつ、遺族等が必要に応じて役立つ情報として、一般的な心身への影響と留意点、諸手続きに関する情報、自助グループ等の活動情報、民間団体及び行政の相談窓口、法的支援のための情報等を提供します。

(保健センター、町民福祉課)

5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

学校において、命や暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めればよいかの具体的かつ実践的な方法を学ぶと同時に、つらいときや苦しいときには助けを求めてもよいということを学ぶ教育(SOSの出し方に関する教育)を推進します。

- (1) SOSの出し方に関する教育の実施

児童生徒が問題や悩みを抱えた時に、どのような方法で助けを求めるかなどを具体的かつ実践的な方法で学ぶ機会であるSOSの出し方に関する教育を行います。

(学務課、町民福祉課)

- (2) SOSの出し方に関する教育を推進するための連携の強化

子どもに対し地域には様々な相談相手になり得る人々がいることを伝えるためにも、学校と保健師、社会福祉士、民生委員・児童委員、保護司、人権擁護員、行政相談員、医療従事者、福祉従事者等との連携を強化します。

(学務課、町民福祉課、保健センター)

6 評価について

以下の評価指標において、目標値を設定し、本計画の進捗状況を評価します。

1 地域におけるネットワークの強化			
評価指標	現状	目標	備考
与論町のち支える自殺対策本部の開催回数	—	1回以上/年	平成30年度設置
与論町のち支える自殺対策ネットワーク会議の開催回数	—	1回以上/年	平成30年度設置
2 自殺対策を支える人材の育成			
評価指標	現状	目標	備考
ゲートキーパー養成研修会の開催回数	1回 (平成29年度)	5回/5年	
3 住民への啓発と周知			
評価指標	現状	目標	備考
「ゲートキーパー」の認知度	—	1/3以上	こころの健康に関するアンケート等
「自殺予防情報センター」、「こころの電話」の認知度	—	2/3以上	こころの健康に関するアンケート等
4 生きることの促進要因への支援			
評価指標	現状	目標	備考
幸せ度10点中0点から4点までの割合	16.1% (平成30年度)	10.0%	こころの健康に関するアンケート等
5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育			
評価指標	現状	目標	備考
SOSの出し方教育の開催回数	—	各学校 1回	
「信頼できる大人に助けの声をあげられる」の割合	—	1/2以上	こころの健康に関するアンケート等

第5章 重点施策

自殺の現状や自殺総合対策推進センターが本町の自殺の実態を分析した「自殺実態プロファイル」において、本町が特に重点的に対策を講じる必要がある課題となっている次の5項目に取り組みます。なお、以下の事業は、「第6章 生きる支援関連施策」の一部も掲載しています。また、本計画の進捗状況を評価するため、いくつか評価指標を設定します。

- 1 高齢者
- 2 勤務・経営者
- 3 子ども・若者
- 4 無職者・失業者
- 5 生活困窮者

1 高齢者に対する取組

高齢者の自殺については、閉じこもりや抑うつ状態から孤立・孤独に陥りやすいといった高齢者特有の課題を踏まえつつ、多様な背景や価値観に対応した支援、働きかけが必要です。町では、行政サービス、民間事業所サービス、民間団体の支援等を適切に活用し、高齢者の孤立・孤独を防ぐための居場所づくり、社会参加の強化といった生きることの包括的支援としての施策の推進を図ります。

(1) 包括的な支援のための連携の推進

地域ケア会議等において、自治公民館、老人クラブ、民生委員、警察、保健センター、民間支援団体など多職種連携を推進し、包括的な支援に取り組めます。(地域包括支援センター)

(2) 地域における要介護者に対する支援

要介護者と介護者にとって身近な存在である介護支援専門員に精神保健福祉や傾聴の仕方に関する知識を身に付けてもらい、日頃の業務の中で変化に気づいてもらえるようにするため、介護支援専門員を対象としたゲートキーパー養成研修を行います。

(地域包括支援センター、町民福祉課)

(3) 高齢者の健康不安に対する支援

気になる高齢者宅への訪問業務を通じて、高齢者の悩みや不安等を聴き、必要に応じて医療機関に繋げたり、関係機関と連携を図り問題解決に取り組めます。(地域包括支援センター)

(4) 社会参加の強化と孤独・孤立の予防

「高齢者元気度アップ・ポイント事業」や「ふれあいサロン事業」の推進

により、各種講座や教室等への参加を促し、参加者同士の交流や生きがいづくりを支援します。
(地域包括支援センター)

2 勤務・経営者に対する取組

政府の働き方改革実行計画が目指すところは、「働く方一人ひとりが、より良い将来の展望を持ち得るようにする」ことが挙げられていますが、自殺に追い込まれる有職者はまさにこの反対の状況にあります。勤務・経営に関する自殺対策は、働き方改革の諸施策との連携や地域の業界団体との連携を図りながら進めて参ります。

(1) 職場におけるメンタルヘルス対策の推進

職場におけるメンタルヘルス対策は、ストレスチェック制度の活用や小規模事業所を対象に健康相談を実施する「地域産業保健センター」等の支援制度の活用や周知を図ります。
(町民福祉課)

(2) 過労自殺を含む過労死等の防止について

平成 26 年 11 月に施行された「過労死等防止対策推進法」及び同法に基づき策定された「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、過労自殺等を含む過労死等防止対策を効果的に推進する責務が国に課されており、町は国と協力しつつ対策の効果的な推進に努めることとされております。同大綱では、過労死等を職場や労働者のみの問題と捉えるのではなく、国民一人ひとりが自身にも関わることとして、過労死に対する理解を深めるとともに、過労死等を防止することの重要性について自覚することが大切であるとされ、同法では 11 月が「過労死等防止啓発月間」と定められています。月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるなど、啓発に取り組みます。
(町民福祉課)

(3) 長時間労働の是正

「働き方改革実行計画」の決定により、長時間労働の是正が図られていくことが期待されますが、自殺対策の観点からも長時間労働の是正の普及啓発や企業向け研修会などで好事例を紹介するなどして、長時間労働の是正の機運を醸成し、被雇用者の長時間労働の是正を促します。

(町民福祉課)

(4) ハラスメント防止対策

ハラスメントは勤務問題に関する自殺の大きな背景要因です。ハラスメントや長時間労働は、往々にして勤務歴が短い等、職場の中で弱い立場にある労働者が被害を受けやすいです。社会全般のハラスメント防止への意識、関心の涵養を図り、職域におけるハラスメント防止対策の促進を支援します。
(町民福祉課)

(5) 経営者に対する相談事業の実施等

自営業者を含む経営者の自殺の背景として経営問題が重要であります

が、実際の対応には精神科医療や家族の問題など様々な問題に対して包括的に対応する必要があります。商工会との連携、中小企業再生支援協議会による支援、「経営者保証に関するガイドライン」の周知・普及等に努めます。
(商工観光課)

3 子ども・若者に対する取組

子ども・若者対策として、児童生徒、大学生、10歳代から30歳代の有職者と無職者、非正規雇用者等の対象者を念頭に自殺対策を進める必要があります。子ども・若者対策は、そのライフスタイルや生活の場に応じた対応が求められます。抱える悩みは多様ですが、子どもから大人への移行期には特有の大きな変化があり、ライフステージや立場ごとに置かれている状況も異なることから、それぞれの段階にあった対策に努めます。

また、児童生徒及び学生は、家庭、地域、学校を主な生活の場としており、自殺対策に関係する機関としては児童福祉や教育機関が挙げられますが、10歳代後半からは非就職の若者が増加することから、若者の就労、生活支援に関わる労働関係機関やこれらの世代に関連する機関、団体も支援に関係します。そのため、保健、医療、福祉、教育、労働等の分野の関係機関との連携のもと支援を行います。

(1) いじめを苦しめた子どもの自殺の予防

① いじめ防止対策推進法、「いじめの防止等に関する基本的な方針」等に定める取組を推進するとともに、いじめは決して許されないことであり、「どの子どもにも、どの学校にも起り得る」ものであることを周知徹底し、全ての教育関係者がいじめの兆候をいち早く把握して、迅速に対応すること、またその際、いじめの問題を隠さず、学校・教育委員会と家庭・地域が連携して対処していくべきことを指導します。

(教育委員会、学務課)

② 子どもがいつでも不安や悩みを打ち明けられるような24時間の全国统一ダイヤル(24時間子供SOSダイヤル)によるいじめ問題に関する電話相談の周知を図ります。
(教育委員会、学務課)

③ 保健室やカウンセリングルームなどをより開かれた場として、養護教諭等の行う健康相談を推進するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置、及び常勤化に向けた取組を勧めるなど学校における相談体制の充実を図ります。
(教育委員会、学務課)

(2) 若者の抱えやすい課題に着目した学生・生徒等への支援の充実

① いじめや周囲との人間関係、デートDV、進学や就職といった進路、家庭内での悩みや性的自認との葛藤など、学生や生徒の年代である若者が抱える悩みには、多様かつ児童生徒特有の課題があります。学生や生徒

- 等への支援を充実させるために教育機関と児童福祉との連携の強化を図ります。
(町民福祉課、教育委員会)
- ② 高校中途退学者及び進路未決定卒業者について、中途退学、卒業後の状況等に関する実態の把握及び共有に努め、ハローワーク、かごしま若者サポートステーション、学校等の関係機関と連携協力し、効果的な支援策を検討します。
(町民福祉課、教育委員会)
- ③ 若年無業者等の職業的自立を個別的・継続的・包括的に支援する「かごしま若者サポートステーション」との連携を図ります。
(町民福祉課、教育委員会)
- ④ 保健・医療・福祉・教育・労働等の分野の関係機関と連携の下でひきこもりに特化した第一相談窓口としての機能を有する「かごしま子ども・若者総合相談センター」との連携を図り、本人・家族に対する早期からの相談・支援等を行い、ひきこもり対策を推進します。
(町民福祉課、教育委員会)
- (3) 経済的困難を抱える子ども等への支援の充実
- ① 貧困の状況にある子どもが抱える様々な問題が自殺リスク要因となりかねないため、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づき実施される施策と自殺対策との連携を深めます。
(町民福祉課)
- ② 生活困窮者自立支援法に基づく、生活困窮世帯の子どもを対象とした居場所づくりを含む学習支援事業を実施するとともに、親との離別・死別等による精神面や経済面で不安定な状況に置かれるひとり親家庭の子どもを対象に、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得や学習支援等を行う居場所づくりを推進します。
(町民福祉課)
- (4) ICTを活用した若者へのアウトリーチの強化等
- 若者は、自発的には相談や支援につながりにくい傾向がある一方で、インターネットやSNS上で自殺をほのめかしたり、自殺の手段等を検索したりする傾向もあると言われています。そのため、自宅への訪問や街頭での声かけ活動だけでなく、ICT（情報通信技術）を活用した若者へのアウトリーチ策を検討します。
(町民福祉課)
- (5) 若者自身が身近な相談者になるための取組
- 悩みを抱えた若者にとって、支援機関の相談窓口ばかりでなく、友人など身近な者も相談しやすい相手となり得ます。相談者のピア（同じような立場にある者・仲間）となり得る者に対し、死にたい気持ちや悩みへの気付きと、悩み等を打ち明けられた時の対応力の向上を図り、相談者が自殺既遂に至った場合を含め、支援者の心の健康を維持するための仕組みづくりを行うことが求められています。そのため、青年団等の若者を対象にゲートキーパー養成講座を実施します。
(町民福祉課)
- (6) 社会全体で若者の自殺のリスクを低減させるための取組

若者への支援は、原因・動機や若者の立場に関連する諸施策とともに実行していく必要があります。また、社会的弱者等への偏見をなくするための取組等も社会全体の自殺リスクを低下させるうえで求められます。さらに、母子保健事業における、社会的に弱い立場にある妊産婦や養育者への支援も、自殺対策の側面を持ちます。そのため、自殺ハイリスク者への訪問支援や個別相談、啓発活動などを推進します。（保健センター）

4 無職者・失業者に対する取組

勤労世代の無職者の自殺率は同世代の有職者に比べ高いことが知られています。自殺のリスクが高い無職者・失業者では、離職・長期間失業など就労や経済の問題を抱えている場合もあれば、経済問題以外の傷病、障害や人間関係の問題等を抱えている場合もあります。勤労世代の無職者・失業者は社会的に排除されやすい傾向があり、無職者・失業者に対する自殺対策を、包括的な自殺対策の中に位置付け、諸施策を検討することが望まれます。このような観点から、自殺のリスクの高い無職者・失業者に対して、当事者のリスクを漏れなく把握し、多職種、多分野で支える当事者本位の支援体制を構築する必要があります。

(1) 失業者に対する相談窓口等の充実

失業者に対して早期再就職支援等の各種雇用対策を推進するとともに、きめ細かな職業相談を実施するほか、失業に直面した際に生じる心の悩み相談など様々な生活上の問題に関する相談に応じ、失業者への包括的な支援を推進します。（町民福祉課）

(2) 職業的自立へ向けた若者への支援の充実

「かごしま若者サポートステーション」等と連携し、若年無職者等の職業的自立を個別的・継続的・包括的に支援します。（町民福祉課）

(3) 無職者・失業者の居場所づくり等の推進

自殺のリスクの高い無職者・失業者には生きづらさを抱えた人や自己肯定感が低い若者、配偶者と離別・死別した人や社会的役割を喪失した人、就業しておらず社会との接点に乏しい人、身近な人間関係の課題がある人等、社会的に孤立している人が少なくありません。これらの人々が地域とつながり、支援とつながることができるよう、孤立を防ぐための居場所づくり等を推進します。（町民福祉課）

5 生活困窮者に対する取組

生活困窮者はその背景として、虐待、性暴力被害、依存症、性的マイノリティ、知的障害、発達障害、精神疾患、被災避難、介護、多重債務、労働、

介護等の多様かつ広範な問題を、複合的に抱えていることが多く、経済的困窮に加えて関係性の貧困があり、社会的に排除されやすい傾向があります。様々な背景を抱える生活困窮者は、自殺リスクの高い人たちであることを認識した上で、効果的な生活困窮者支援対策が、包括的な生きる支援としての自殺対策ともなり得ます。

(1) 相談支援、人材育成の推進

自殺対策の窓口と生活困窮者自立相談支援窓口の連携により、生活困窮をもつ自殺ハイリスク者に対する相談支援を行うとともに、相談機関や関係機関の職員に対して、継続的かつ段階的なゲートキーパー研修を開催します。
(保健センター、町民福祉課)

(2) 居場所づくりや生活支援の充実

生活困窮者自立支援制度と連動し、自殺ハイリスク者に対する居場所づくりや生活支援の充実に努めます。
(町民福祉課)

(3) 自殺対策と生活困窮者自立支援制度との連動

生活困窮者は、自殺リスクを抱えていることが少なくありません。自殺対策におけるワンストップサービスによる支援、居場所づくりの取組等は生活困窮者自立支援制度との連動性を考慮して実施します。

(町民福祉課)

(4) 消費生活に関する相談をきっかけに、抱えている他の課題も把握・対応していくことで包括的な問題の解決に向けた支援を展開します。また、イベント時に設置している消費生活相談ブースにおいて、自殺対策をテーマとした掲示物や配布資料を用いて啓発や理解の促進を図ります。

(商工観光課)

6 評価について

以下の評価指標において、目標値を設定し、本計画の進捗状況を評価します。

1 高齢者に対する取組			
評価指標	現状	目標	備考
高齢者元気度アップ・ポイント事業交付金対象者数	233人 (平成29年度)	280人	
60歳以上の自殺者数	4人 (平成25～29年)	0人	自殺統計
2 勤務・経営に対する取組			
評価指標	現状	目標	備考
ストレスチェック制度や「地域産業保健センター」等の支援制度の周知	—	年1回以上の広報	
有職者の自殺者数	6人 (平成25～29年)	0人	自殺統計
3 子ども・若者に対する取組			
評価指標	現状	目標	備考
児童・生徒の自殺者数	1人 (平成25～29年)	0人	自殺統計
SOSの出し方教育の開催回数(再掲)	—	各学校1回	
「信頼できる大人に助けの声をあげられる」の割合(再掲)	—	1/2以上	こころの健康に関するアンケート等
4 無職者・失業者に対する取組			
評価指標	現状	目標	備考
無職者・失業者の自殺者数	2人 (平成25～29年)	0人	自殺統計
5 生活困窮者に対する取組			
評価指標	現状	目標	備考
生活困窮者家計改善支援事業によるプラン作成件数	1件 (平成29年度)	3件	

第6章 生きる支援関連施策

本町における全事業の中から「生きる支援」に関連する事業を総動員して、全庁的な取組として「生きることの包括的な支援（＝自殺対策）」を推進するとともに、関係機関や関係団体と連携を図り、総合的な自殺対策を推進します。

生きる支援関連施策一覧

<基本施策> 1 地域におけるネットワークの強化 2 自殺対策を支える人材の育成 3 住民への啓発と周知 4 生きることの促進要因への支援 5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育	<重点施策> 6 高齢者 7 勤務・経営 8 子ども・若者 9 無職者・失業者 10 生活困窮者
--	--

番号	担当課	事業名 (事務名)	概要	自殺対策に資する 取組内容	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
					ネット ワーク 強化	人 材 育 成	啓 発 と 周 知	生 き る 支 援	S O S の 出 し 方	高 齢 者	勤 務 ・ 経 営	子 ど も ・ 若 者	無 職 者 ・ 失 業 者	生 活 困 窮 者
1	総務企画課	職員の研修事業	各種研修会への出席や講師招聘等による研修会の開催	全庁的に自殺対策を推進するため、自殺対策研修会への職員の参加を推進します。		●								
2	総務企画課	職員の労働・安全・衛生事務	職員の心身健康の保持、ストレスチェックを活用した指導	自殺総合対策大綱にも記載されている「支援者への支援」として、住民からの相談に応じる職員の心身面の維持増進を図ります。							●			
3	総務企画課	NPO 組織・ボランティア団体等の育成支援・共生協働支援事業	地域資源を活用した共生協働事業の支援	NPO等の地域づくり団体が行う自殺対策に資する活動を支援します。	●	●	●							
4	総務企画課	自治公民館連絡協議会及び小組合事務	自治公民館の運営や地域課題の解決、小組合長を通じた広報活動	地域と行政が一体となって自殺対策を推進するため、自治公民館が行う自殺対策に資する活動を支援します。	●	●	●							
5	総務企画課	ホームページの更新及び広報よるんの発行	・町ホームページの更新 ・町内全世帯への広報よるんの発行	広報誌やホームページを活用し、自殺対策に関する記事を掲載します。			●							

生きる支援関連施策一覧

<p><基本施策></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域におけるネットワークの強化 2 自殺対策を支える人材の育成 3 住民への啓発と周知 4 生きることの促進要因への支援 5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育 	<p><重点施策></p> <ol style="list-style-type: none"> 6 高齢者 7 勤務・経営 8 子ども・若者 9 無職者・失業者 10 生活困窮者
---	---

番号	担当課	事業名 (事務名)	概要	自殺対策に資する 取組内容	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
					ネット ワーク 強化	人材 育成	啓発 と周知	生きる 支援	SOSの 出し方	高齢 者	勤務・ 経営	子ども・ 若者	無職者・ 失業者	生活困 窮者
6	総務企画課	第5次与論町総合振興計画第2期実績及び第3期実施計画策定事務	第2期実績の評価等	今後の総合振興計画の改訂の際に、自殺対策と連携できる部分を検討し、全庁的に対策を進め連携の深化を図ります。	●									
7	総務企画課	大学との連携事業	地域連携事業を実施する大学との提携	自殺対策の地域課題の解決を支援する大学と連携し、先進的な取組の導入等による様々な解決策を検討します。	●	●								
8	総務企画課	行政相談事務	行政相談員による行政相談の実施支援	行政相談員へ自殺対策支援機関や相談窓口を紹介するとともに、ゲートキーパー研修の受講を勧めます。	●	●	●							
9	税務課	町税・国保税の徴収及び滞納処分事務	納税相談	納税の支払い等を期限までに行えない住民は、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあたりする可能性が高いため、そうした相談を「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、職員のゲートキーパー研修受講や実際に様々な支援につなげられる体制をつくります。	●	●							●	●
10	税務課	町税・国保税の徴収及び滞納処分事務	臨戸徴収	徴収を行う職員等は、気づき役やつなぎ役としての役割を担えるよう、ゲートキーパー研修を受講します。	●	●							●	●

生きる支援関連施策一覧

<p><基本施策></p> <p>1 地域におけるネットワークの強化</p> <p>2 自殺対策を支える人材の育成</p> <p>3 住民への啓発と周知</p> <p>4 生きることの促進要因への支援</p> <p>5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育</p>	<p><重点施策></p> <p>6 高齢者</p> <p>7 勤務・経営</p> <p>8 子ども・若者</p> <p>9 無職者・失業者</p> <p>10 生活困窮者</p>
--	--

番号	担当課	事業名 (事務名)	概要	自殺対策に資する 取組内容	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
					ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	SOSの出し方	高齢者	勤務・経営	子ども・若者	無職者・失業者	生活困窮者
11	町民福祉課	身体障害者手帳、精神保健福祉手帳、療育手帳の交付事務	手帳申請の受付、進達、交付	申請受付や交付に際して、当事者や家族等と対面に対応する機会を活用し、問題の早期発見・早期対応を図ります。	●			●						
12	町民福祉課	自立支援医療（精神通院）受給者証の交付事務	申請受付、進達、交付	精神障害を抱えた方は生活を送るうえでの様々な困難や課題に直面し、自殺リスクの高い方も少なくありません。申請受付や交付に際して、当事者や家族等と対面に対応する機会を活用し、問題の早期発見・早期対応を図ります。	●			●						
13	町民福祉課	補装具、日常生活用具事務	申請受付、判定、支給決定	申請受付に際して、当事者や家族等と対面に対応する機会を活用し、問題の早期発見・早期対応を図ります。	●			●						
14	町民福祉課	日中一時支援事業	障害者児を介護する者が、疾病等の理由により居宅における介護ができない場合に、一時的に施設に預け、必要な保護を行う。	ショートステイの機会を活用し、障害者（児）の状態把握を行うことで、虐待等の危険を早期に発見するための機会となり得ます。それは自殺リスクへの早期対応にもつながり得えます。介護の負担を軽減するという意味で、支援者（介護者）への支援としても位置付け、自殺対策を図ります。	●			●						

生きる支援関連施策一覧

<p><基本施策></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域におけるネットワークの強化 2 自殺対策を支える人材の育成 3 住民への啓発と周知 4 生きることの促進要因への支援 5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育 	<p><重点施策></p> <ol style="list-style-type: none"> 6 高齢者 7 勤務・経営 8 子ども・若者 9 無職者・失業者 10 生活困窮者
---	---

番号	担当課	事業名 (事務名)	概要	自殺対策に資する 取組内容	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
					ネット ワーク 強化	人 材 育 成	啓 発 と 周 知	生 き る 支 援	S O S の 出 し 方	高 齢 者	勤 務 ・ 経 営	子 ど も ・ 若 者	無 職 者 ・ 失 業 者	生 活 困 窮 者
15	町民福祉課	障害者自立支援配食サービス支給事務	独居障害者世帯等を訪問して計画的な配食を提供するとともに、安否の確認をすることにより、障害者の健康で自立した生活の支援及び孤独感の解消を図る。	心理的なサポートも併せて行うように努め、自殺のリスクの軽減につながるよう包括的な支援を行います。	●			●						
16	町民福祉課	特別障害者手当、障害児福祉手当事務	相談、申請受付、訪問調査、進達	訪問調査等に際して、当事者や家族等と対面に対応する機会を活用し、問題の早期発見・早期対応を図ります。	●			●						
17	町民福祉課	障害福祉サービスの支給事務	相談・申請受付、支給決定、支援区分調査	相談や申請受付、障害者支援区分調査等に際して、当事者や家族等と対面に対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応を図ります。	●			●						
18	町民福祉課	障害福祉計画、障害児福祉計画の策定・進捗管理事務	障害福祉計画、障害児福祉計画の進捗管理事務及び次期計画の策定	障害者福祉事業と自殺対策事業との連携可能な部分の検討を進めることにより、両事業のさらなる連携の促進を図ります。	●	●	●							

生きる支援関連施策一覧

<p><基本施策></p> <p>1 地域におけるネットワークの強化</p> <p>2 自殺対策を支える人材の育成</p> <p>3 住民への啓発と周知</p> <p>4 生きることの促進要因への支援</p> <p>5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育</p>	<p><重点施策></p> <p>6 高齢者</p> <p>7 勤務・経営</p> <p>8 子ども・若者</p> <p>9 無職者・失業者</p> <p>10 生活困窮者</p>
--	--

番号	担当課	事業名 (事務名)	概要	自殺対策に資する 取組内容	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
					ネット ワーク 強化	人 材 育 成	啓 発 と 周 知	生 き る 支 援	S O S の 出 し 方	高 齢 者	勤 務 ・ 経 営	子 ど も ・ 若 者	無 職 者 ・ 失 業 者	生 活 困 窮 者
19	町民福祉課	ペレントプログラム	子育てに難しさを感じる保護者の方がお子さんの「行動」の理解の仕方を学び、楽しく子育てをする自信をつけること、子育ての仲間をみつける機会とすることを目的とした全6回のプログラムを実施	研修会に際して、子育てに困難を感じている保護者と対面に対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応を図ります。また、研修により、保護者の子育ての過度の負担を軽減し、結果として保護者の自殺リスクの軽減を図ります。	●			●						
20	町民福祉課	生活保護に関する事務	相談、申請受付、進達	生活保護利用者は、利用していない人に比べて自殺のリスクが高いことが既存調査により明らかになっています。相談支援の提供は、そうした人々にアプローチするための機会とし、問題の早期発見・早期対応を図ります。	●			●						●
21	町民福祉課	障害者自立支援協議会に関する事務	協議会及び専門部会の運営企画事務	障害者福祉事業と自殺対策事業との連携可能な部分の検討を進めることにより、両事業のさらなる連携の促進を図ります。	●	●	●							

生きる支援関連施策一覧

<p><基本施策></p> <p>1 地域におけるネットワークの強化</p> <p>2 自殺対策を支える人材の育成</p> <p>3 住民への啓発と周知</p> <p>4 生きることの促進要因への支援</p> <p>5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育</p>	<p><重点施策></p> <p>6 高齢者</p> <p>7 勤務・経営</p> <p>8 子ども・若者</p> <p>9 無職者・失業者</p> <p>10 生活困窮者</p>
--	--

番号	担当課	事業名 (事務名)	概要	自殺対策に資する 取組内容	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
					ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	SOSの出し方	高齢者	勤務・経営	子ども・若者	無職者・失業者	生活困窮者
22	町民福祉課	民生・児童委員事務	民生・児童委員による地域の相談・支援等の実施	相談者の中で問題が明確化していなくても、同じ住民という立場から気軽に相談できるという強みが、民生・児童委員にはあります。地域で困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関に繋げる上で、地域の最初の窓口として機能し得ます。民生・児童委員を対象にした研修会や、地域における自殺の実態や自殺対策についての情報提供を行うことにより、各委員の問題理解の促進を図ります。	●	●	●							
23	町民福祉課	生活困窮者自立支援事業（自立相談支援事業）	就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のための自立支援計画作成等	生活困窮に陥っている人と自殺のリスクを抱えた人とは、直面する課題や必要としている支援先等が重複している場合が多く、厚生労働省からの通知でも生活困窮者自立支援事業と自殺対策との連動が重要であると指摘されています。そのため関連事業に関わるスタッフ向けの合同研修会を行ったり、共通の相談票を導入するといった取組を通じて、両事業の連動性を高めていきます。	●	●							●	●

生きる支援関連施策一覧

<p><基本施策></p> <p>1 地域におけるネットワークの強化</p> <p>2 自殺対策を支える人材の育成</p> <p>3 住民への啓発と周知</p> <p>4 生きることの促進要因への支援</p> <p>5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育</p>	<p><重点施策></p> <p>6 高齢者</p> <p>7 勤務・経営</p> <p>8 子ども・若者</p> <p>9 無職者・失業者</p> <p>10 生活困窮者</p>
--	--

番号	担当課	事業名 (事務名)	概要	自殺対策に資する 取組内容	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
					ネット ワーク 強化	人材 育成	啓 発と 周知	生 きる 支 援	S OSの 出 し 方	高 齢 者	勤 務・ 経 営	子 ど も・ 若 者	無 職 者・ 失 業 者	生 活 困 窮 者
24	町民福祉課	生活困窮者自立支援事業（子どもの学習支援事業）	子どもの学習支援	子どもに対する学習支援を通じて、当人や家族の抱える問題を察知できれば、当該家庭を支援につなげる等の対応が可能となり、支援につなぐ機会、接点とします。	●	●						●	●	●
25	町民福祉課	児童福祉事務	児童扶養手当認定請求書認定事務	ひとり親家庭は貧困に陥りやすく、孤立しがちであることから、自殺につながる問題要因を抱え込みやすいため、手当の支給事務を通して、申請者と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応を図ります。	●							●		
26	町民福祉課	児童福祉事務	特別児童扶養手当認定事務	障がい児を支えるご家族の中には、日々の生活や心身の健康面で不安や問題を抱え、自殺リスクが高い場合も考えられます。手当の支給に際して、申請者と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応を図ります。	●							●		

生きる支援関連施策一覧

<p><基本施策></p> <p>1 地域におけるネットワークの強化</p> <p>2 自殺対策を支える人材の育成</p> <p>3 住民への啓発と周知</p> <p>4 生きることの促進要因への支援</p> <p>5 児童生徒の SOS の出し方に関する教育</p>	<p><重点施策></p> <p>6 高齢者</p> <p>7 勤務・経営</p> <p>8 子ども・若者</p> <p>9 無職者・失業者</p> <p>10 生活困窮者</p>
--	--

番号	担当課	事業名 (事務名)	概要	自殺対策に資する 取組内容	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
					ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	SOSの出し方	高齢者	勤務・経営	子ども・若者	無職者・失業者	生活困窮者
27	町民福祉課	児童虐待対応事務	大島児童相談所との連携、児童虐待相談及び児童虐待措置・入院の支援事務	虐待への対応を糸口に、当人や家族等、擁護者を支援していくことで、背後にある様々な問題を察知し、適切な支援先へとつなぐ接点にもなります。虐待は、家庭が困難な状況にあることを示す一要因ともなるため、保護者への支援を通じて問題の深刻化を防ぎ、自殺リスクの軽減を図ります。子どもの一時預かり及び一時措置により、家族の状況や保護者の抱える悩みを察知し、必要に応じて支援を提供していきます。	●				●			●		
28	町民福祉課	重度障がい者(児)通院旅費補助事務	重度障がい者(児)通院旅費支給事務	重度障がい者(児)の中には、島外での専門的な治療を要する場合が少なくなく、経済的な負担も大きく様々な困難を抱えていることも考えられます。通院旅費補助の支給に際して、申請者と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応を図ります。	●									

生きる支援関連施策一覧

<p><基本施策></p> <p>1 地域におけるネットワークの強化</p> <p>2 自殺対策を支える人材の育成</p> <p>3 住民への啓発と周知</p> <p>4 生きることの促進要因への支援</p> <p>5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育</p>	<p><重点施策></p> <p>6 高齢者</p> <p>7 勤務・経営</p> <p>8 子ども・若者</p> <p>9 無職者・失業者</p> <p>10 生活困窮者</p>
--	--

番号	担当課	事業名 (事務名)	概要	自殺対策に資する 取組内容	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
					ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	SOSの出し方	高齢者	勤務・経営	子ども・若者	無職者・失業者	生活困窮者
29	町民福祉課	重度障がい者(児)面会旅費補助事務	重度障がい者(児)面会旅費支給事務	島外施設入所者の家族は、経済的な負担に加え、様々な困難を抱えていることも考えられます。旅費補助の支給に際して、申請者と対面に対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応を図ります。	●									
30	町民福祉課	労働及び雇用保険事務	職業相談及び求職相談事務	就労支援は、それ自体が生きる支援でもあります。雇用保険事務の際、申請者と対面に対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応を図ります。	●			●				●		
31	町民福祉課	DV・ストーカー等の相談支援事務	DV・ストーカー相談事務、一時保護支援事務、関係機関との連携事務	配偶者やパートナーから暴力を受けるといった経験は、自殺のリスクを上昇しかねないため、相談の機会を提供することで、自殺リスクの軽減を図ります。家族の状況や被害者の抱える悩みを察知し、被害者を一時保護するなど必要に応じた支援を行います。	●			●						

生きる支援関連施策一覧

<p><基本施策></p> <p>1 地域におけるネットワークの強化</p> <p>2 自殺対策を支える人材の育成</p> <p>3 住民への啓発と周知</p> <p>4 生きることの促進要因への支援</p> <p>5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育</p>	<p><重点施策></p> <p>6 高齢者</p> <p>7 勤務・経営</p> <p>8 子ども・若者</p> <p>9 無職者・失業者</p> <p>10 生活困窮者</p>
--	--

番号	担当課	事業名 (事務名)	概要	自殺対策に資する 取組内容	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
					ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	SOSの出し方	高齢者	勤務・経営	子ども・若者	無職者・失業者	生活困窮者
32	町民福祉課	包括支援センターとの連絡調整	高齢者相談窓口運営・ケア会議の開催	高齢者が抱える問題や自殺リスクの高い方の情報等を把握し、課内検討・ケア会議等で関係者との情報共有を行うことで、独居や生活困窮、暴力等、様々な事象について、自殺対策も念頭に置き、関係者間での連携の強化を図ります。	●					●				
33	町民福祉課	在宅福祉アドバイザー促進事業（ともしびグループ）	在宅福祉アドバイザー（ともしびグループ）による独居老人宅等の訪問・安否確認	主に独居老人宅の訪問を行う機会を活用し、問題の早期発見・早期対応を図ります。ともしびグループに、ゲートキーパー研修の受講を勧めます。	●	●				●				
34	町民福祉課	放課後児童健全育成事業に関する委託事務	授業終了後に児童厚生施設等を利用し、適切な遊び及び生活の場を与えることを目的として私立認定こども園への業務委託を実施	放課後児童クラブを実施することで、保護者や子どもの状況把握をおこなう機会も生まれ、その中で悩みを抱える保護者や子どもがいた場合は、必要な支援機関につなげ、自殺対策を図ります。	●							●		
35	町民福祉	国民年金資格事務	年金の相談事務	年金支払いの相談や障害年金の相談から、状況によっては適切な相談窓口を案内し、自殺対策を図ります。	●									

生きる支援関連施策一覧

<p><基本施策></p> <p>1 地域におけるネットワークの強化</p> <p>2 自殺対策を支える人材の育成</p> <p>3 住民への啓発と周知</p> <p>4 生きることの促進要因への支援</p> <p>5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育</p>	<p><重点施策></p> <p>6 高齢者</p> <p>7 勤務・経営</p> <p>8 子ども・若者</p> <p>9 無職者・失業者</p> <p>10 生活困窮者</p>
--	--

番号	担当課	事業名 (事務名)	概要	自殺対策に資する 取組内容	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
					ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	SOSの出し方	高齢者	勤務・経営	子ども・若者	無職者・失業者	生活困窮者
36	町民福祉課	介護事務	介護認定更新事務、高額介護サービス費支給申請・支払い処理事務	介護度の急激な変化や介護の利用状況などから、家族の負担や本人の状態を察知することで、問題の早期発見・早期対応を図ります。	●					●				
37	町民福祉課	ひとり親家庭医療費助成	ひとり親家庭医療費助成の新規・更新受付、医療費助成申請の受付支払事務	親と子、それぞれの医療費の増減により、健康面の不安定さなどを察知し、申請の際に、対面に対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応を図ります。	●							●		
38	町民福祉課	国保被保険者証等の交付事務	国民健康保険資格取得、喪失、更新及び交付事務。滞納世帯を把握し、短期証や資格者証の交付事務。	保険税を滞納している世帯の中には経済的な困難を抱えている世帯も少なくありません。納付勧奨等の措置を講じる中で、当事者から状況の聞き取りを行い、必要に応じて適切な支援機関へつなぎます。	●									
39	町民福祉課	療養費等の支給申請事務	申請受付及び支給	申請に際して、家族等と対面に対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応を図ります。	●									
40	町民福祉課	第三者行為求償事務	第三者行為求償事務	申請に際して、当事者等と対面に対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応を図ります。	●									

生きる支援関連施策一覧

<p><基本施策></p> <p>1 地域におけるネットワークの強化</p> <p>2 自殺対策を支える人材の育成</p> <p>3 住民への啓発と周知</p> <p>4 生きることの促進要因への支援</p> <p>5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育</p>	<p><重点施策></p> <p>6 高齢者</p> <p>7 勤務・経営</p> <p>8 子ども・若者</p> <p>9 無職者・失業者</p> <p>10 生活困窮者</p>
--	--

番号	担当課	事業名 (事務名)	概要	自殺対策に資する 取組内容	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
					ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	SOSの出し方	高齢者	勤務・経営	子ども・若者	無職者・失業者	生活困窮者
41	町民福祉	重度心身障害者医療費申請に関する事	申請受付、支給	申請に際して、家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応を図ります。	●									
42	町民福祉課	後期高齢者医療に関する事	要医療者への訪問指導事務	長寿検診の結果を基に地域包括支援センターと連携し、高齢者への医療機関の受診勧奨や療養生活費指導などの訪問指導の機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応を図ります。	●									
43	町民福祉課	後期高齢者医療に関する事	重複・頻回受診者への訪問指導事務	重複・頻回受診者に対し、地域包括支援センターと連携し、生活習慣や療養方法について訪問指導を行う機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応を図ります。	●									
44	町民福祉課	子ども医療費助成事業に関する事	こども医療給付受給資格者証の申請受付及び交付事務	乳幼児は医療機関にかかることが多く、特に住民税非課税世帯の家庭にとっては大きな負担となり得ます。医療機関での窓口支払を無償化することによって経済的な不安や育児からのストレスの軽減に繋がります。資格者証の申請に際して、対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応を図ります。	●									

生きる支援関連施策一覧

<p><基本施策></p> <p>1 地域におけるネットワークの強化</p> <p>2 自殺対策を支える人材の育成</p> <p>3 住民への啓発と周知</p> <p>4 生きることの促進要因への支援</p> <p>5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育</p>	<p><重点施策></p> <p>6 高齢者</p> <p>7 勤務・経営</p> <p>8 子ども・若者</p> <p>9 無職者・失業者</p> <p>10 生活困窮者</p>
--	--

番号	担当課	事業名 (事務名)	概要	自殺対策に資する 取組内容	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
					ネット ワーク 強化	人材 育成	啓 発と 周知	生 きる 支 援	S O S の 出 し 方	高 齢 者	勤 務・ 経 営	子 ど も・ 若 者	無 職 者・ 失 業 者	生 活 困 窮 者
45	町民福祉課	マイナンバー関連事務及び総合窓口の対応に関すること	住民への相談事業（来庁・電話）	各種相談を総合的に受ける窓口は、様々な悩みを抱え来庁（電話）される方々の聞き手役となり、連携する可能性のある関係機関や各担当課に、つなぎ役としての対応を行います。	●									
46	町民福祉課	人権擁護委員・保護司に関すること	人権擁護委員関連の事務	いじめ・DV・差別問題など、様々な人権啓発活動を広く周知していくとともに、町民から窓口へ相談があった際の情報を提供し、潜在的な自殺リスクの高い人々をキャッチできるよう地域の人権擁護委員との連携を密にします。人権擁護委員に、ゲートキーパー研修の受講を勧めます。	●	●								
47	町民福祉課	人権擁護委員・保護司に関すること	保護司関連の事務	犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラを担う保護司を筆頭に社会を明るくする運動を定期的に行うことで、町民への啓発につなげ、潜在的な自殺リスクの高い人々をキャッチできるよう地域の保護司との連携を密にします。保護司に、ゲートキーパー研修の受講を勧めます。	●	●								

生きる支援関連施策一覧

<p><基本施策></p> <p>1 地域におけるネットワークの強化</p> <p>2 自殺対策を支える人材の育成</p> <p>3 住民への啓発と周知</p> <p>4 生きることの促進要因への支援</p> <p>5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育</p>	<p><重点施策></p> <p>6 高齢者</p> <p>7 勤務・経営</p> <p>8 子ども・若者</p> <p>9 無職者・失業者</p> <p>10 生活困窮者</p>
--	--

番号	担当課	事業名 (事務名)	概要	自殺対策に資する 取組内容	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
					ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	SOSの出し方	高齢者	勤務・経営	子ども・若者	無職者・失業者	生活困窮者
48	保健センター	島外出産支援事業	島外での出産・不妊治療等の費用に係る補助金の給付	産前産後や不妊治療時は精神的に不安定になりやすくなります。補助金申請時は対面で接する機会となるため、問題の早期発見に努めるとともに、必要に応じて専門的な支援へつなぎます。	●			●				●		
49	保健センター	未熟児養育医療費給付事業	未熟児養育医療費の給付	未熟児の親と接する機会となるため、子どもの発達や育児の不安を相談するきっかけとなります。問題の早期発見に努めるとともに、必要に応じて専門的な支援へつなぎます。	●			●				●		
50	保健センター	重複・頻回受診者保健指導事業	重複・頻回受診者への訪問の実施	訪問時に身体や生活の状況等の聞き取りを行うため、自殺のリスクが高い場合には専門的な支援につなげる等の対応を行います。	●			●						
51	保健センター	母子保健 (母子健康手帳交付等)	母子健康手帳交付	本人や家族との接触時に状態を把握し、問題があれば関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ります。	●			●						

生きる支援関連施策一覧

<p><基本施策></p> <p>1 地域におけるネットワークの強化</p> <p>2 自殺対策を支える人材の育成</p> <p>3 住民への啓発と周知</p> <p>4 生きることの促進要因への支援</p> <p>5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育</p>	<p><重点施策></p> <p>6 高齢者</p> <p>7 勤務・経営</p> <p>8 子ども・若者</p> <p>9 無職者・失業者</p> <p>10 生活困窮者</p>
--	--

番号	担当課	事業名 (事務名)	概要	自殺対策に資する 取組内容	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
					ネット ワーク 強化	人 材 育 成	啓 発 と 周 知	生 き る 支 援	S O S の 出 し 方	高 齢 者	勤 務 ・ 経 営	子 ど も ・ 若 者	無 職 者 ・ 失 業 者	生 活 困 窮 者
52	保健セ	母子保健	母親学級、赤ちゃん講座	妊産婦、子育て中の保護者に対するリスクの把握、切れ目のない支援を行います。	●			●						
53	保健セン タ	母子保健 (新生児、 未熟児訪 問、乳幼児 健康診査)	新生児訪問 指導、未熟児 訪問指導、乳 幼児健康診 査	母親との面談時に異変や困難に気づき、問題があれば関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ります。	●			●						
54	保健セン	母子保健 (妊婦健診 償還払事務)	妊婦健診償 還払申請の 受付	申請時の聞き取りにより、問題を抱えている場合には、包括的な支援へつなげます。	●									
55	保健センタ ー	母子保健 (家庭訪問 型子育て支 援ホームス タート)	ホームビジ ターによる 訪問	ホームビジターと問題を抱えている家庭等について情報を共有し、問題の早期発見や関係機関と連携を図り、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ります。	●									
56	保健センタ ー	母子保健 (ハイリス ク母子の相 談・保健指 導)	ハイリス ク母 子 の 相 談・保健指 導	ハイリスク妊産婦、産後うつや、育児の不安を抱える母親は、ストレスが高く、自殺リスクを高める場合があります。早期の段階から専門家が関与し、問題の聞き取りを踏まえて必要な助言・指導を提供することで、そうしたリスクを軽減させるとともに、必要時には他の専門機関へつなぎます。	●			●						

生きる支援関連施策一覧

<p><基本施策></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域におけるネットワークの強化 2 自殺対策を支える人材の育成 3 住民への啓発と周知 4 生きることの促進要因への支援 5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育 	<p><重点施策></p> <ol style="list-style-type: none"> 6 高齢者 7 勤務・経営 8 子ども・若者 9 無職者・失業者 10 生活困窮者
---	---

番号	担当課	事業名 (事務名)	概要	自殺対策に資する 取組内容	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
					ネット ワーク 強化	人材 育成	啓発 と周知	生き る支 援	SOS の 出 し 方	高 齢 者	勤 務・ 経 営	子 ど も・ 若 者	無 職 者・ 失 業 者	生 活 困 窮 者
57	保健セ	保健師業務	精神疾患をかかえる方の訪問	精神障害を抱える方の中には自殺リスクの高い方が少なくありません。個別支援を充実させることで、自殺防止を図ります。	●			●			●	●	●	●
58	保健センター	保健師業務	療育の必要な子への相談	子どもの発達に関して専門家が相談に応じることで、母親の負担や不安感が軽減されます。必要時には別の関係機関へとつなぐ等の対応を取り、包括的な支援に努めます。	●			●						
59	保健セ	健康よろん21改定版策定	健康よろん21改定版に係る母子保健事業及び感染症の見直し事務	計画策定の過程において、自殺対策について言及することで、自殺対策との連動性を高めていきます。	●		●							
60	保健セ	データヘルズ計画に基づいた保健事業	特定健診後の保健指導	健診の結果から、問題に関する詳しい聞き取りを行ったり、必要な場合には専門機関につなぎます。	●		●							
61	保健センター	難病（指定難病支給認定更新申請）	指定難病支給認定更新申請受付事務補助	難病を抱えている方やその家族は、日常生活上で様々な困難や問題を抱えている場合があります。そのため相談や申請の機会は、自殺のリスクが高い層との接触機会と捉え、包括的な支援に努めます。	●			●			●		●	●

生きる支援関連施策一覧

<p><基本施策></p> <p>1 地域におけるネットワークの強化</p> <p>2 自殺対策を支える人材の育成</p> <p>3 住民への啓発と周知</p> <p>4 生きることの促進要因への支援</p> <p>5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育</p>	<p><重点施策></p> <p>6 高齢者</p> <p>7 勤務・経営</p> <p>8 子ども・若者</p> <p>9 無職者・失業者</p> <p>10 生活困窮者</p>
--	--

番号	担当課	事業名 (事務名)	概要	自殺対策に資する 取組内容	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
					ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	SOSの出し方	高齢者	勤務・経営	子ども・若者	無職者・失業者	生活困窮者
62	保健セ	保健師業務	対人サービス（家庭訪問・健康相談・健康教育）	地域で困難を抱えている人が対象になるので、自殺対策の視点を持って地域住民の支援を行います。	●			●						
63	保健セ	保健師業務	集団検診（がん検診・特定健診・結核検診）	自殺対策の観点から問題がある場合には、より詳細な聞き取りを行い、必要に応じて専門機関による支援へつなぎます。	●			●						
64	保健セ	保健師業務	精神保健対策（徳之島保健所と連携）	相談対応や訪問指導を行う職員に、つなぎ役や気づき役としての役割を担えるようゲートキーパー研修を受講させます。	●	●		●						
65	保健セ	特定健診・特定保健指導事業	生活習慣病対策（健診・保健指導）	健（検）診・保健指導の機会を活かし、問題がある場合には、より詳細な聞き取りを行い、専門機関による支援へつなぎます。	●			●						
66	保健センター	こころの健康づくり事業	障害者支援	精神障害者やその家族は、地域生活に際して様々な困難を抱えており、自殺リスクの高い方も少なくありません。早期段階から社会復帰に向けた支援を専門医や保健師等が展開し、当事者や家族を包括的・継続的に支えていくことで、自殺リスクの軽減を図っていきます。	●			●						

生きる支援関連施策一覧

<p><基本施策></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域におけるネットワークの強化 2 自殺対策を支える人材の育成 3 住民への啓発と周知 4 生きることの促進要因への支援 5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育 	<p><重点施策></p> <ol style="list-style-type: none"> 6 高齢者 7 勤務・経営 8 子ども・若者 9 無職者・失業者 10 生活困窮者
---	---

番号	担当課	事業名 (事務名)	概要	自殺対策に資する 取組内容	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
					ネット ワーク 強化	人 材 育 成	啓 発 と 周 知	生 き る 支 援	S O S の 出 し 方	高 齢 者	勤 務 ・ 経 営	子 ど も ・ 若 者	無 職 者 ・ 失 業 者	生 活 困 窮 者
67	保健セ	健康フェスタ (健康まつり)	健康フェスタ開催	健康まつりの展示で、自殺対策を取り上げたパネルの展示やリーフレットの配布を行うなど住民への啓発を行います。			●							
68	保健センター	栄養士業務	栄養指導・講話(母親学級・乳幼児健診・赤ちゃん講座・高校生・早期介入保健指導事業・高齢者)	各ライフステージでの栄養に関する相談や指導を通じて、自殺対策の視点からその他の不安や問題等を早期発見し、必要に応じて専門的な支援へつなぎます。	●			●				●		
69	保健セ	栄養士業務	各種イベント等での栄養相談	各種イベントにおいて、生活習慣病を切り口に、自殺のリスクが高い住民がいた場合には、個別相談や継続支援につなぎます。	●			●						
70	保健セ	データヘルス計画に基づいた保健指導及び特定保健指導事業	糖尿病重症化予防の栄養相談	栄養相談で住民の生活状況の聞き取る際、自殺のリスクが高い場合には専門的な支援につなぎます。	●			●						
71	保健セ	データヘルス計画に基づいた保健指導及び特定保健指導事業	特定保健指導対象者への栄養指導・相談・教室業務	生活習慣改善のため、住民の生活状況の把握等を行う際、自殺のリスクが高い住民がいた場合には、個別相談や継続支援につなぎます。	●			●						

生きる支援関連施策一覧

<p><基本施策></p> <p>1 地域におけるネットワークの強化</p> <p>2 自殺対策を支える人材の育成</p> <p>3 住民への啓発と周知</p> <p>4 生きることの促進要因への支援</p> <p>5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育</p>	<p><重点施策></p> <p>6 高齢者</p> <p>7 勤務・経営</p> <p>8 子ども・若者</p> <p>9 無職者・失業者</p> <p>10 生活困窮者</p>
--	--

番号	担当課	事業名 (事務名)	概要	自殺対策に資する 取組内容	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
					ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	SOSの出し方	高齢者	勤務・経営	子ども・若者	無職者・失業者	生活困窮者
72	地域包括支援センター	地域包括支援センターの業務全般に関する事	介護に関する相談業務	介護は本人や家族にとって負担が大きく、最悪の場合心中や殺人へとつながる危険もあります。介護相談・支援の場は困難な状況に陥った高齢者やその家族の情報を最初につかむことができます。状況把握により訪問等も継続でき、取組自体により生きる事への包括的支援を行います。	●					●				
73	地域包括支援センター	地域包括支援センターの業務全般に関する事	介護保険新規申請支援事務	介護サービス申請の場は、家族の介護負担を最初に確認する機会となります。介護保険サービスの相談・申請により、本人や家族の負担軽減を図り、自殺リスクの軽減につなげます。	●					●				
74	地域包括支援センター	地域包括支援センターの業務全般に関する事	介護保険新規認定者への訪問業務	本人や家族にとって負担の大きい介護は時に自殺リスクへとつながる場合もあります。認定者への訪問を行う事で、介護される本人・家族の状況把握が可能となり、身近な相談窓口となることができます。相談を通じ負担軽減を図り自殺リスクの軽減につなげます。	●					●				

生きる支援関連施策一覧

<p><基本施策></p> <p>1 地域におけるネットワークの強化</p> <p>2 自殺対策を支える人材の育成</p> <p>3 住民への啓発と周知</p> <p>4 生きることの促進要因への支援</p> <p>5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育</p>	<p><重点施策></p> <p>6 高齢者</p> <p>7 勤務・経営</p> <p>8 子ども・若者</p> <p>9 無職者・失業者</p> <p>10 生活困窮者</p>
--	--

番号	担当課	事業名 (事務名)	概要	自殺対策に資する 取組内容	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
					ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	SOSの出し方	高齢者	勤務・経営	子ども・若者	無職者・失業者	生活困窮者
75	地域包括支援セ	地域包括支援センターの業務全般に関する事務	介護保険新規認定者へのサービス利用支援業務	介護サービスに係る諸問題についての相談機会の提供を通じて、本人・家族の抱える問題を察知し支援につなげ、自殺リスクの軽減を図ります。	●					●				
76	地域包括支援センター	地域包括支援センターの業務全般に関する事務	気になる高齢者宅への訪問業務	困難を抱えた高齢者の状況を、訪問にて把握し、本人または家族が抱える様々な問題を察知し、相談機会や必要時に医療機関の支援につなげる事は、自殺対策にもつながります。継続的に訪問を行っていくことで生きる事への包括的な支援を行います。	●					●				
77	町民福祉課	在宅寝たきり老人等介護手当支給事業	在宅寝たきり老人等介護手当に関する訪問業務	寝たきり状態や中重度以上の認知症高齢者の介護者へ支給される当手当ての申請自体が、家族にとって一定以上の介護負担を感じているサインです。訪問によって実態把握をし、適切な支援につなげる事で自殺のリスクの軽減を図ります。	●					●				

生きる支援関連施策一覧

<p><基本施策></p> <p>1 地域におけるネットワークの強化</p> <p>2 自殺対策を支える人材の育成</p> <p>3 住民への啓発と周知</p> <p>4 生きることの促進要因への支援</p> <p>5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育</p>	<p><重点施策></p> <p>6 高齢者</p> <p>7 勤務・経営</p> <p>8 子ども・若者</p> <p>9 無職者・失業者</p> <p>10 生活困窮者</p>
--	--

番号	担当課	事業名 (事務名)	概要	自殺対策に資する 取組内容	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
					ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	SOSの出し方	高齢者	勤務・経営	子ども・若者	無職者・失業者	生活困窮者
78	地域包括支援センター	地域包括支援センターの業務全般に関する事	介護保険認定利用なし者の訪問業務	介護認定されながら、介護保険サービスの利用がないことは通常のサービス利用者以上に家族が介護負担を抱え込んでいる可能性があります。訪問やヒアリングを行い正確に家族環境や介護状況の実地把握、相談・支援を行うことで、自殺リスクの軽減を図ります。	●					●				
79	地域包括支援センター	地域包括ケアシステム及び総合事業に関する事	生活支援に関する有償ボランティアとの連携業務	有償ボランティアの生活支援サポーターにゲートキーパー研修を受講してもらうことでサポーターがリスクの早期発見と対応等、気付き役としての役割を担えるようになります。	●	●				●				
80	地域包括支援センター	指定居宅支援事業所に関する事 (包括・ケアマネの連携業務)	ケアマネ研修会に関する業務	ケアマネは高齢者とその家族も含めた在宅介護を支えていく上でサービス調整役の重要な役割を果たします。ケアマネにゲートキーパー研修を受講してもらうことで、自殺予防の視点からの相談援助、気付きと早期の対応が可能となります。関係者と認識を共有し、関係機関との連携や自殺のリスクの軽減を図ります。	●	●				●				

生きる支援関連施策一覧

<p><基本施策></p> <p>1 地域におけるネットワークの強化</p> <p>2 自殺対策を支える人材の育成</p> <p>3 住民への啓発と周知</p> <p>4 生きることの促進要因への支援</p> <p>5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育</p>	<p><重点施策></p> <p>6 高齢者</p> <p>7 勤務・経営</p> <p>8 子ども・若者</p> <p>9 無職者・失業者</p> <p>10 生活困窮者</p>
--	--

番号	担当課	事業名 (事務名)	概要	自殺対策に資する 取組内容	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
					ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	SOSの出し方	高齢者	勤務・経営	子ども・若者	無職者・失業者	生活困窮者
81	地域包括支援センター	在宅医療介護連携推進事業に関する事	入院患者における在宅復帰への支援業務	高齢者は短期間であっても入院時の安静等で身体機能が落ちやすく、後遺症等より家族にとっても退院後の在宅生活の介護等の不安は大きいものです。安心して在宅生活に復帰できるよう、相談支援やサービス体制の整備を行い安心につなげることで本人・家族の自殺リスクの軽減を図ります。	●					●				
82	地域包括支援センター	在宅医療介護連携推進事業に関する事	医療機関との連携業務	医療機関との適切な連携・情報共有で、医療を核にして、自殺リスクのある高齢者に対して、関係機関と包括的な支援の強化を図ります。	●					●				
83	地域包括	認知症総合支援事業に関する事	認知症に関する相談業務	介護者や家族等の支援者への相談機会の提供を通じて、支援者支援の強化を図ります。	●		●							
84	地域包括支援センター	認知症総合支援事業に関する事	認知症高齢者に対する定期訪問業務	認知症の家族にかかる負担は大きく、介護の中で共倒れとなったり心が生じたりする危険性もあります。訪問による相談機会や介護相談の提供を行うことで自殺のリスクの早期発見・対応を可能とします。	●		●							

生きる支援関連施策一覧

<p><基本施策></p> <p>1 地域におけるネットワークの強化</p> <p>2 自殺対策を支える人材の育成</p> <p>3 住民への啓発と周知</p> <p>4 生きることの促進要因への支援</p> <p>5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育</p>	<p><重点施策></p> <p>6 高齢者</p> <p>7 勤務・経営</p> <p>8 子ども・若者</p> <p>9 無職者・失業者</p> <p>10 生活困窮者</p>
--	--

番号	担当課	事業名 (事務名)	概要	自殺対策に資する 取組内容	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
					ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	SOSの出し方	高齢者	勤務・経営	子ども・若者	無職者・失業者	生活困窮者
85	地域包括支援センター	認知症総合支援事業に関する事	認知症初期支援に関する受診推奨業務	認知症疑いのある高齢者への早期の受診推奨ができれば、高齢者本人の認知症の症状を遅らせたり介護サービスにつなげることで家族の不安・負担を軽減し、自殺リスクの軽減を図ります。	●					●				
86	地域包括支援センター	認知症総合支援事業に関する事	認知症高齢者に対する派出所との連携業務	認知症で徘徊や住民とトラブルのある高齢者について、関係機関と連携し、事が起こったときの早期対応を可能にすることで、本人の安全や家族の安心につなげ、自殺リスクの軽減を図ります。	●					●				
87	地域包括支援センター	認知症総合支援事業に関する事	認知症高齢者に対する民生委員との連携業務	民生委員は地域で問題を抱えている住民からの包括的な相談窓口です。民生委員との連携強化を図ることで、自殺リスクのある高齢者の早期の適切なアウトリーチにつなげます。	●					●				
88	地域包括支援センター	認知症総合支援事業に関する事	利用者とケアマネの連携業務	生活に困難を感じている高齢者のニーズを的確に捉え、ケアマネにつなげることは、その後の高齢者の生活を支えるサービスの提供となるので、連携による自殺対策の支援強化を図ります。	●					●				

生きる支援関連施策一覧

<p><基本施策></p> <p>1 地域におけるネットワークの強化</p> <p>2 自殺対策を支える人材の育成</p> <p>3 住民への啓発と周知</p> <p>4 生きることの促進要因への支援</p> <p>5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育</p>	<p><重点施策></p> <p>6 高齢者</p> <p>7 勤務・経営</p> <p>8 子ども・若者</p> <p>9 無職者・失業者</p> <p>10 生活困窮者</p>
--	--

番号	担当課	事業名 (事務名)	概要	自殺対策に資する 取組内容	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
					ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	SOSの出し方	高齢者	勤務・経営	子ども・若者	無職者・失業者	生活困窮者
89	地域包括支援センター	認知症総合支援事業に関する事	困難事例に対する相談業務	介護に関し、ケアマネが解決困難だとする課題を抱えている高齢者やその家族のストレスは多大であり、包括的な問題を孕んでいるケースも少なくありません。関係機関と連携し課題検討することで、問題の長期化を防ぎ当事者の自殺リスクの軽減を図ります。	●					●				
90	地域包括支援センター	地域支援事業に関する事	高齢者配食サービスに関する相談業務	配食による介護者の負担軽減を図るとともに、毎日の配達時に独居高齢者の見守りを兼ねることで、異変を察知し早期の関係機関連携につなげ、自殺対策を図ります。	●					●				
91	地域包括支援センター	地域支援事業に関する事	高齢者配食サービス利用者に関する相談業務	配食サービスの申請相談自体が家族の一定以上の介護負担を感じている可能性があり、相談からアウトリーチ、アセスメントを行うことで家庭における包括的な課題が明確化され、関係サービスにつなげることにより、自殺対策を図ります。	●					●				

生きる支援関連施策一覧

<p><基本施策></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域におけるネットワークの強化 2 自殺対策を支える人材の育成 3 住民への啓発と周知 4 生きることの促進要因への支援 5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育 	<p><重点施策></p> <ol style="list-style-type: none"> 6 高齢者 7 勤務・経営 8 子ども・若者 9 無職者・失業者 10 生活困窮者
---	---

番号	担当課	事業名 (事務名)	概要	自殺対策に資する 取組内容	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
					ネット ワーク 強化	人材 育成	啓 発と 周知	生 きる 支 援	S O S の 出 し 方	高 齢 者	勤 務・ 経 営	子 ど も・ 若 者	無 職 者・ 失 業 者	生 活 困 窮 者
92	地域包括支援センター	地域支援事業に関する事	認知症サポーター養成業務	認知症の家族にかかる負担は大きく、介護の中で共倒れとなったり心中が生じたりする危険性もあります。より身近な地域のサポーターにゲートキーパー研修を受講してもらうことでサポーターがリスクの早期発見と対応等、気付き役としての役割を担えるようにします。		●				●				
93	地域包括支援センター	地域支援事業に関する事	難病患者・家族に関する訪問業務	難病は、進行が速いケースもあり、患者やその家族はそれによる戸惑いや不安、介護負担も大きいものです。定期的なアウトリーチと、相談窓口となることで自殺リスクの軽減を図ります。	●			●		●				
94	地域包括支援センター	地域支援事業に関する事	高齢者虐待に関する相談業務	虐待を受けている疑いのある高齢者、またその家族は、互いに心身ともに多大なストレスを抱えていることが多くあり、緊急性のあるケースもあります。虐待対応の相談業務、アウトリーチ、早期解決により自殺対策を図ります。	●					●				

生きる支援関連施策一覧

<p><基本施策></p> <p>1 地域におけるネットワークの強化</p> <p>2 自殺対策を支える人材の育成</p> <p>3 住民への啓発と周知</p> <p>4 生きることの促進要因への支援</p> <p>5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育</p>	<p><重点施策></p> <p>6 高齢者</p> <p>7 勤務・経営</p> <p>8 子ども・若者</p> <p>9 無職者・失業者</p> <p>10 生活困窮者</p>
--	--

番号	担当課	事業名 (事務名)	概要	自殺対策に資する 取組内容	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
					ネット ワーク 強化	人材 育成	啓発 と周知	生きる 支援	SOS の出し 方	高齢 者	勤務 ・経営	子ども ・若者	無職者 ・失業者	生活困 窮者
95	地域包括支援センター	一般介護予防事業に関する こと	ふれあいサ ロン事業実 施に関する 連携業務	地域の高齢者の交流 や情報交換の場とな っているふれあいサ ロンで、閉じこもりが ちや身体面で不安を 抱え孤立状態にある 高齢者を、地域のより 近いネットワークから 情報提供を受け把握 することで、アウト リーチする際の窓口 や接点とし、自殺対策 を図ります。	●					●				
96	地域包括支援センター	一般介護予防事業に関する こと	ふれあいサ ロンに対す る支援業務	地域のサロンでうつ 病等を踏まえた高齢 期の心身状態の特徴 やその予防法等の情 報提供や講演等行う ことで、自殺対策につ いての理解促進を図 ることができます。ま た、参加者にゲートキ ーパー研修を受講し てもらうことで、住民 がリスクの早期発見、 気付き役としての役 割を担えるようにし ます。		●				●				
97	地域包括支援センター	地域ケア会 議に関する こと	多職種連携 による高齢 者の自立支 援推進業務	会議に出席する各専 門職のスタッフにゲ ートキーパー研修を 受講してもらうこと で、支援対象の高齢 者の抱える問題や異 変を早期に察知し、 適切な機関へとつな ぐ等の対応を強化し ます。		●				●				

生きる支援関連施策一覧

<p><基本施策></p> <p>1 地域におけるネットワークの強化</p> <p>2 自殺対策を支える人材の育成</p> <p>3 住民への啓発と周知</p> <p>4 生きることの促進要因への支援</p> <p>5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育</p>	<p><重点施策></p> <p>6 高齢者</p> <p>7 勤務・経営</p> <p>8 子ども・若者</p> <p>9 無職者・失業者</p> <p>10 生活困窮者</p>
--	--

番号	担当課	事業名 (事務名)	概要	自殺対策に資する 取組内容	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
					ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	SOSの出し方	高齢者	勤務・経営	子ども・若者	無職者・失業者	生活困窮者
98	地域包括支援センター	高齢者元気度アップ・ポイント事業に関する事	ポイントの申請及び交換事務	介護予防・健康関連イベントを活用し、自殺対策の普及活動や周知、啓発の機会とすることができます。また、ポイント申請の更新をしない高齢者を把握することで、異変があればアウトリーチにつなげます。	●		●			●				
99	地域包括支援センター	地域デビューでポイントアップ！元気度アップ！推進事業	支援対象者に関する情報提供及び連携業務	グループが支援している独居や認知症高齢者の情報共有を行い、必要時は早期に高齢者を訪問し、必要なサービス支援につなげることで本人・介護者の自殺リスクの軽減につなげることができます。また、グループメンバーにゲートキーパー研修を受講してもらうことで異変の早期発見と必要機関との連携の強化を図ります。	●	●				●				
100	環境課	緑化推進事業	緑化推進員による、島内21ヶ所にある花壇の手入れ作業	緑化推進員が住民とのふれあいの中で、気づき役やつなぎ役を担えるよう、ゲートキーパー研修受講を勧めます。	●	●								●

生きる支援関連施策一覧

<p><基本施策></p> <p>1 地域におけるネットワークの強化</p> <p>2 自殺対策を支える人材の育成</p> <p>3 住民への啓発と周知</p> <p>4 生きることの促進要因への支援</p> <p>5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育</p>	<p><重点施策></p> <p>6 高齢者</p> <p>7 勤務・経営</p> <p>8 子ども・若者</p> <p>9 無職者・失業者</p> <p>10 生活困窮者</p>
--	--

番号	担当課	事業名 (事務名)	概要	自殺対策に資する 取組内容	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
					ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	SOSの出し方	高齢者	勤務・経営	子ども・若者	無職者・失業者	生活困窮者
101	農業委員会事務局	農地の売買及び賃貸借に関する事務	相談受付及び売買等に関する書類作成事務	相談者の中には複合的な問題を抱えている場合もあるので、必要に応じて、適切な相談窓口を紹介したり、支援機関につなげます。相談を受ける職員はゲートキーパー研修を受講します。	●	●								
102	産業振興課	農業災害事務	台風や干ばつ等による農業経営への被害状況の把握及び支援策の実施	被害調査等の機会を通じ、経営難に陥り自殺のリスクが高まっている生産者を把握した場合は、適切な支援先へつなげます。	●						●			●
103	産業振興課	堆肥センター管理・運営事務	堆肥の回収・製造・販売に関する業務	近所からの堆肥に関する苦情等があった場合には、早急に生産者と面会し、精神面等で異変を感じた場合は関係機関に報告します。回収作業を行う職員はゲートキーパー研修を受講します。	●	●								
104	産業振興課	野菜・花き・果樹振興事務	野菜・花き・果樹類の生産振興に関する業務	災害や生産不振、過重債務等を抱える生産者については、関係機関とともに、個別のヒアリングや重点的な支援を行います。	●						●			

生きる支援関連施策一覧

<p><基本施策></p> <p>1 地域におけるネットワークの強化</p> <p>2 自殺対策を支える人材の育成</p> <p>3 住民への啓発と周知</p> <p>4 生きることの促進要因への支援</p> <p>5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育</p>	<p><重点施策></p> <p>6 高齢者</p> <p>7 勤務・経営</p> <p>8 子ども・若者</p> <p>9 無職者・失業者</p> <p>10 生活困窮者</p>
--	--

番号	担当課	事業名 (事務名)	概要	自殺対策に資する 取組内容	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
					ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	SOSの出し方	高齢者	勤務・経営	子ども・若者	無職者・失業者	生活困窮者
105	産業振興課	4Hクラブ 育成事業	栽培技術や 経営方針の 研修	栽培技術や経営方針等について悩みを抱えているクラブ員については、関係機関や指導農業士とともに、個別訪問により問題解決に取り組んでいきます。指導農業士にゲートキーパー研修の受講を勧めます。	●	●					●			
106	産業振興課	農業金融・ 農業機械事務	農業金融に係る受付事務及び農政金融関係機関と農家との連絡調整業務	貸付の際に、事前に関係機関と共にヒアリングを行うことにより、経営上の問題状況を把握し生活面や精神的ストレスを考慮した返済計画を立てる事で支援を行います。	●						●			
107	産業振興課	土地改良事業未収金事務	土地改良事業における工事負担金の徴収	負担金の支払いに関して、分割して納付する等、生活面、精神面に支障をきたさぬよう計画的な支払支援を行います。							●			●

生きる支援関連施策一覧

<p><基本施策></p> <p>1 地域におけるネットワークの強化</p> <p>2 自殺対策を支える人材の育成</p> <p>3 住民への啓発と周知</p> <p>4 生きることの促進要因への支援</p> <p>5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育</p>	<p><重点施策></p> <p>6 高齢者</p> <p>7 勤務・経営</p> <p>8 子ども・若者</p> <p>9 無職者・失業者</p> <p>10 生活困窮者</p>
--	--

番号	担当課	事業名 (事務名)	概要	自殺対策に資する 取組内容	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
					ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	SOSの出し方	高齢者	勤務・経営	子ども・若者	無職者・失業者	生活困窮者
108	商工観光課	消費者行政に関する事務	消費生活相談・情報提供、消費者教育・啓発及びイベントを活用した消費生活の情報発信や啓発	消費生活上の困難を抱えている人々は自殺のリスクを抱えた方も少なくないため、消費生活に関する相談をきっかけに、抱えている他の課題も把握・対応していくことで包括的な問題の解決に向けた支援を展開することが可能です。また、イベント時に設置している消費生活相談ブースにおいて自殺対策をテーマとした掲示物や配布資料を用いて啓発や理解の促進を図ります。消費生活相談を受ける職員はゲートキーパー研修を受講します。	●	●	●							●
109	建設課	県道・町道の拡張整備事業	拡張計画に伴う地権者や地域との調整	説明会等の際、地権者や地域住民が抱えている不安等についても相談を受ける窓口として、相談対応に努め、必要があれば関係機関につなげます。	●									

生きる支援関連施策一覧

<p><基本施策></p> <p>1 地域におけるネットワークの強化</p> <p>2 自殺対策を支える人材の育成</p> <p>3 住民への啓発と周知</p> <p>4 生きることの促進要因への支援</p> <p>5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育</p>	<p><重点施策></p> <p>6 高齢者</p> <p>7 勤務・経営</p> <p>8 子ども・若者</p> <p>9 無職者・失業者</p> <p>10 生活困窮者</p>
--	--

番号	担当課	事業名 (事務名)	概要	自殺対策に資する 取組内容	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
					ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	SOSの出し方	高齢者	勤務・経営	子ども・若者	無職者・失業者	生活困窮者
110	建設課	町営(県営)住宅維持管理事務	町営(県営)住宅の入居希望受付、入居手続き等	公営住宅の居住者や入居申込者は、生活困窮や低収入など、生活面で困難な問題を抱えている事が少なくないため、自殺のリスクが潜在的に高いとされます。公営住宅入居申請対応職員は、ゲートキーパー研修を受講します。		●								
111	学務課	就学に関する事務	特別支援を要する児童・生徒に対し、関係機関と連携しきめ細やかな相談を実施	特別な支援を要する児童・生徒は学校生活上で様々な困難を抱えている可能性が想定されます。各々の状況に応じた支援を、関係機関が連携・展開することで、そうした困難の軽減を図ります。また、児童・生徒の保護者の相談に応じることで、保護者自身の負担感の軽減に努めます。	●							●		
112	学務課	準要保護児童生徒援助	経済的理由により就学困難な児童・生徒に対する給食費・学用品等の補助	経済的困難を抱えている児童・生徒は、就学以外に関しても様々な問題を抱えている可能性が考えられます。費用の補助に際して家庭状況に関する聞き取り等を行うことで、自殺リスクの早期発見と適切な対応を行います。	●		●					●		●

生きる支援関連施策一覧

<p><基本施策></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域におけるネットワークの強化 2 自殺対策を支える人材の育成 3 住民への啓発と周知 4 生きることの促進要因への支援 5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育 	<p><重点施策></p> <ol style="list-style-type: none"> 6 高齢者 7 勤務・経営 8 子ども・若者 9 無職者・失業者 10 生活困窮者
---	---

番号	担当課	事業名 (事務名)	概要	自殺対策に資する 取組内容	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
					ネット ワーク 強化	人材 育成	啓 発 と 周 知	生 き る 支 援	S O S の 出 し 方	高 齢 者	勤 務 ・ 経 営	子 ど も ・ 若 者	無 職 者 ・ 失 業 者	生 活 困 窮 者
113	学務課	奨学金に関する事務	奨学金に関する事務	支給対象の学生との面談時に、家庭の状況やその他の問題等についても聞き取りを行うことで、資金面の援助に留まらず、必要に応じて他の関係機関につなげて包括的な支援を行います。	●		●							
114	学務課	学校職員安全衛生管理事務	労働安全衛生法に基づき、メンタル不調の未然防止を図るため、学校職員等のストレスチェックを実施	ストレスチェックの結果を活用することで、児童生徒の支援者である教職員に対する支援の強化を図ります。		●								
115	学務課	スクールソーシャルワーカー活用事業	スクールソーシャルワーカーを活用し、様々な問題を抱えた児童生徒に対し関係機関と連携し課題解決への対応を図る。	さまざまな問題を抱えた児童生徒自身及びその保護者が自殺リスクを抱えている場合も想定されます。関係機関とも連携した包括的な支援を実施し、児童生徒や保護者の自殺リスクの軽減を図ります。	●							●		

生きる支援関連施策一覧

<p><基本施策></p> <p>1 地域におけるネットワークの強化</p> <p>2 自殺対策を支える人材の育成</p> <p>3 住民への啓発と周知</p> <p>4 生きることの促進要因への支援</p> <p>5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育</p>	<p><重点施策></p> <p>6 高齢者</p> <p>7 勤務・経営</p> <p>8 子ども・若者</p> <p>9 無職者・失業者</p> <p>10 生活困窮者</p>
--	--

番号	担当課	事業名 (事務名)	概要	自殺対策に資する 取組内容	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
					ネット ワーク 強化	人 材 育 成	啓 発 と 周 知	生 き る 支 援	S O S の 出 し 方	高 齢 者	勤 務 ・ 経 営	子 ど も ・ 若 者	無 職 者 ・ 失 業 者	生 活 困 窮 者
116	生涯学習課	校外生活指導連絡協議会	声かけ運動、夜間パトロール、協議会の実施	夜間徘徊など、一見すると「非行」と思われる行為が、実や青少年にとって「SOS」である場合も少なくありません。協議会において、青少年層の抱える問題や自殺の危機等に関する情報を共有し、関係機関の連携強化を図ります。	●				●			●		
117	生涯学習課	社会教育委員に関する こと	社会教育委員会、公民館運営協議会	地域の団体長との会合により、各種団体内での自殺対策の活動状況を把握するとともに、情報の提供や共有を図ります。	●		●							
118	生涯学習課	青年団に関する こと	青年団活動に関する こと	青年団活動が活発になるよう働きかけることで、若い世代の居場所づくりや悩みを相談できる環境作りに努めます。	●		●	●				●		
119	生涯学習課	子ども会に 関すること	各集落子ども会の運営補助、行事に関する こと	子どもに対する見守りの強化と、問題の早期発見・早期対応を図れるようにするため、各集落の子ども育成会役員等にゲートキーパー研修会の受講を勧めます。	●	●		●	●			●		

生きる支援関連施策一覧

<p><基本施策></p> <p>1 地域におけるネットワークの強化</p> <p>2 自殺対策を支える人材の育成</p> <p>3 住民への啓発と周知</p> <p>4 生きることの促進要因への支援</p> <p>5 児童生徒の SOS の出し方に関する教育</p>	<p><重点施策></p> <p>6 高齢者</p> <p>7 勤務・経営</p> <p>8 子ども・若者</p> <p>9 無職者・失業者</p> <p>10 生活困窮者</p>
--	--

番号	担当課	事業名 (事務名)	概要	自殺対策に資する 取組内容	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
					ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	SOSの出し方	高齢者	勤務・経営	子ども・若者	無職者・失業者	生活困窮者
120	生涯学習課	PTA に関すること	PTA 連絡協議会の運営補助・行事運営	PTA 連絡協議会の研究大会等において、児童生徒の SOS の出し方についての講演会や自殺問題についての講演会の開催を支援するとともに、保護者や子どもへ、自殺対策相談窓口の情報提供を行います。	●		●		●			●		
121	生涯学習課	図書館の管理	住民への生涯学習の場と、教育・文化サービスの提供	自殺対策強化月間や自殺予防週間等の際、自殺対策主管課と連携し、自殺対策関連の展示やリーフレットの配布を行うとともに、学校に行きづらい子どもたちにとって「安心して過ごせる居場所づくり」となる社会教育施設づくりに努めます。			●	●				●		
122	水道課	給水の開栓・閉栓	使用者宅を訪問し、開栓・閉栓業務を実施	自宅訪問の際に住民と会った場合は、コミュニケーションを図り、異変があった場合は関係機関につなげます。	●								●	●
123	水道課	給水の停止処分	給水停止対象者宅を訪問し、支払意思がない場合等は、給水停止処分を実施	対象者が経済的に困窮しているの見受けられる場合は、相談窓口を紹介します。	●								●	●

生きる支援関連施策一覧

<p><基本施策></p> <p>1 地域におけるネットワークの強化</p> <p>2 自殺対策を支える人材の育成</p> <p>3 住民への啓発と周知</p> <p>4 生きることの促進要因への支援</p> <p>5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育</p>	<p><重点施策></p> <p>6 高齢者</p> <p>7 勤務・経営</p> <p>8 子ども・若者</p> <p>9 無職者・失業者</p> <p>10 生活困窮者</p>
--	--

番号	担当課	事業名 (事務名)	概要	自殺対策に資する 取組内容	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
					ネット ワーク 強化	人材 育成	啓発 と周知	生きる 支援	SOS の出し 方	高齢 者	勤務 ・経営	子ど も・ 若者	無職 者・ 失業 者	生活 困窮 者
124	水道課	計量器の検針	検針員による計量器の訪問検針及び検針票の発行	検針時に住民と会った場合は、コミュニケーションを図り、異変があった場合は関係機関につなげます。	●									
125	水道課	計量器の検針	漏水の可能性がある場合は、使用者に通知	電話通知等の際、異変があった場合は、関係機関につなげます。	●									
126	水道課	料金徴収	滞納者等について、個別訪問による徴収の実施	対象者が経済的に困窮していると思受けられる場合は、相談窓口を紹介します。	●								●	●

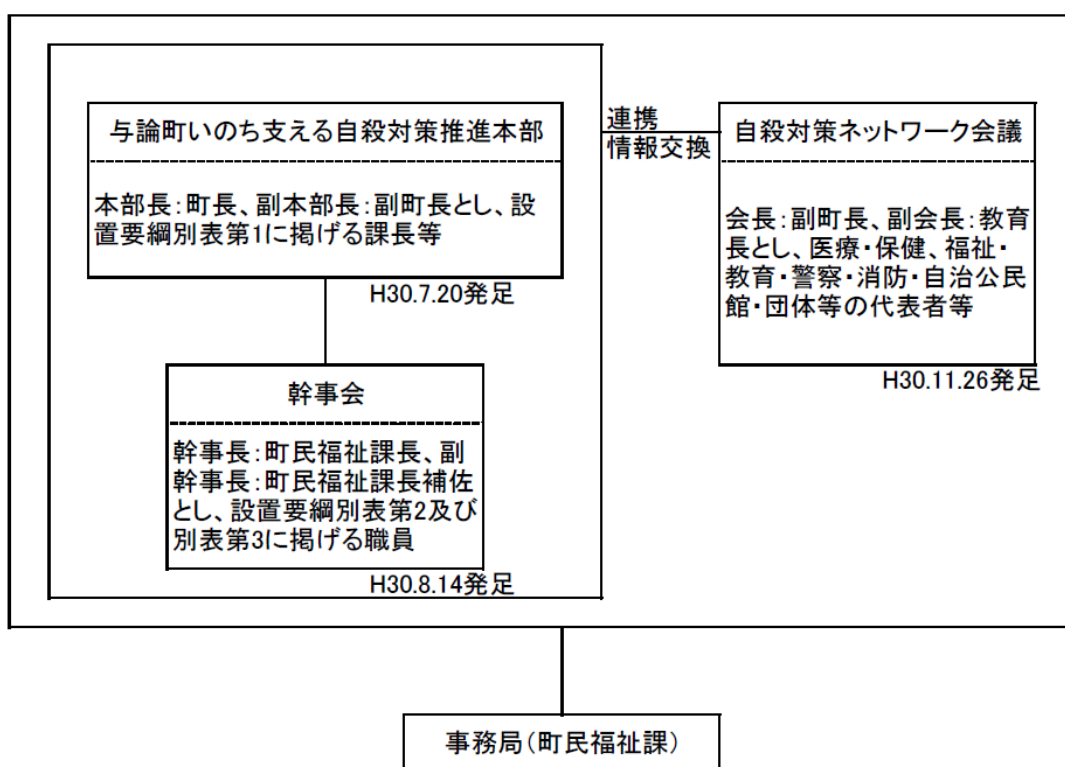
第7章 自殺対策の推進体制

1 計画の推進における責任主体について

本計画は、町長を本部長とする「与論町のち支える自殺対策推進本部」が中心となって推進します。

また、「与論町のち支える自殺対策ネットワーク会議」において、各種団体と連携し、生きるための包括的な支援を推進します。

与論町自殺対策推進体制組織図



2 推進状況の把握・確認について

計画における各事業の推進状況については、「与論町のち支える自殺対策推進本部」において、毎年又は適時適切に把握・確認します。

3 進捗状況の評価・公表

確認した推進状況については、自殺総合推進センター等の協力を得ながら適時評価を行い、関係機関との共有を図ります。

4 柔軟な運用について

地域における自殺の状況は、様々な社会環境の変化等によって急変することが考えられます。計画の着実な推進を図りつつも、そうした変化を察知した際は、計画の枠に過度に縛られることなく、柔軟に現場の変化に対応することとします。計画の最終的な目標は、地域住民の命を守ることです。地域の「生きる支援」に関する事業や活動を総動員して自殺対策を推進していきます。

与論町のち支える自殺対策推進本部設置要綱

(設置)

第1条 自殺対策基本法(平成18年法律第85号)に基づき、生きるための包括的な支援を推進することにより、自殺対策を総合的かつ円滑に推進するために、与論町のち支える自殺対策推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 自殺対策の推進に係る計画の策定及び進捗管理に関すること。
- (2) 自殺対策に関する諸施策の調整及び推進に関すること。
- (3) 自殺対策に関する情報の収集及び連絡に関すること。
- (4) 自殺対策に関する関係行政機関及び関係団体との連携の強化に関すること。
- (5) その他自殺対策の総合的な推進に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は町長をもって充て、副本部長は副町長をもって充てる。
- 3 本部員は別表第1に掲げる職員をもって充てる。

(本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、本部を代表し、本部を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

- 2 本部は、本部員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 本部員は、本部長の許可を受け、本部員以外の者を代理出席させることができる。
- 4 本部長は、必要があると認めるときは本部員以外の者に会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 5 本部の議事は、出席した本部員の過半数をもって決し、可否同数のときは、本部長の決するところによる。

(幹事会)

第6条 本部に、所掌事務の専門的な検討及び調査を行わせるために、本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は町民福祉課長をもって充て、副幹事長は町民福祉課長補佐をもって充てる。
- 4 幹事は、別表第2に掲げる課長及び局長が指名する職員並びに別表第3に掲げる職員をもって充てる。
- 5 幹事長は、会務を総理し、幹事会を代表する。
- 6 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 幹事長は、必要に応じ幹事会を招集し、これを主宰する。
- 8 幹事長は、幹事会における検討及び調査の進捗状況を本部長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 本部及び幹事会の庶務は、町民福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月4日から施行する。

別表第1

教育長、総務企画課長、町民福祉課長、保健センター所長兼地域包括支援センター所長、
税務課長、環境課長、水道課長、建設課長、産業振興課長、農業委員会事務局長、
商工観光課長、教育委員会事務局長（学務課長）、生涯学習課長（13）

別表第2

総務企画課長、税務課長、環境課長、水道課長、建設課長、産業振興課長、農業委員会
事務局長、商工観光課長、学務課長、生涯学習課長（11）

別表第3

保健センター所長、保健センター保健師、地域包括支援センター所長、地域包括支援セ
ンター保健師、地域包括支援センター社会福祉主事

与論町いのち支える自殺対策ネットワーク会議設置要綱

(設置)

第1条 自殺対策基本法(平成18年法律第85号)に基づき、各種団体と連携し、生きるための包括的な支援を推進することにより、自殺対策を総合的かつ円滑に推進するために、与論町いのち支える自殺対策ネットワーク会議(以下「ネットワーク会議」という。)を置く。

(協議事項)

第2条 ネットワーク会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 自殺対策のための連携強化及び情報交換に関すること。
- (2) 自殺対策の推進に関すること。
- (3) その他必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 ネットワーク会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長は副町長をもって充て、副会長は教育長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる機関及び団体等のうちから町長が委嘱する。

- (1) 医療・保健・福祉機関
- (2) 教育機関
- (3) 警察・消防機関
- (4) 各種団体
- (5) 行政機関
- (6) 各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

(会長及び副会長の職務)

第4条 会長はネットワーク会議を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 ネットワーク会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 ネットワーク会議の庶務は、町民福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、ネットワーク会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月4日から施行する。

与論町のち支える自殺対策ネットワーク会議 委員名簿

	機関	所属・団体	職名	備考
1	医療	与論徳洲会病院	院長	
2	医療	パナウル診療所	院長	
3	保健	保健センター及び地域包括支援センター	所長	
4	福祉	社会福祉協議会	会長	
5	福祉	社会福祉協議会	主任相談員	
6	福祉	民生委員協議会	会長	
7	福祉	沖永良部事務所総務福祉課与論駐在	専門員	
8	福祉	地域包括支援センター	社会福祉主事	
9	教育	与論中学校	校長	
10	教育	与論高等学校	校長	
11	警察	与論幹部派出所	所長	
12	消防	与論分遣所	所長	
13	地域	自治公民館連絡協議会	会長	
14	青年	連合青年団	団長	
15	女性	地域女性団体連絡協議会	会長	
16	老人	老人クラブ連合会	会長	
17	商工	商工会	会長	
18	団体	あまみ農協与論事業本部	統括理事	
19	行政	役場	副町長	
20	行政	教育委員会	教育長	
21	行政	町民福祉課	課長	

『こころの健康に関する住民意識調査』

調査結果

<調査概要>

1 調査の目的

平成31年度を初年度とする「与論町のち支える自殺対策計画」の基礎資料とするため実施しました。

2 調査対象者

20歳代から70歳代までの町民（平成30年8月末現在）

男性 1,807人、女性 1,721人 計 3,528人

3 調査期間

平成30年10月4日～平成30年11月2日

4 回収状況

配布数	回収数	回収率 (%)
3,528	1,046	29.6

5 調査主体

与論町のち支える自殺対策推進本部（事務局：与論町役場町民福祉課）

6 本調査結果を読むにあたっての注意点

- (1) 表・グラフ内の「n」は、質問に対する無回答（不明）を含む集計対象総数であり、割合算出の基準です。
- (2) 割合は、nに対する各選択肢の百分率（%）で小数点以下第2位を四捨五入し、少数点第1位までを表記しています。
- (3) 一人の回答者が2つ以上の回答（複数回答）をすることができる設問は、各選択肢の割合の合計が100.0%を超える場合があります。

1 はじめに、あなたのことについておたずねします

問1 あなたの性別を教えてください。（単数回答）

※ 性別を選択することに違和感や抵抗感がある場合は、回答をいただかなくても結構です。

(n = 1, 046)

	回答数	構成比 (%)
1 男性	499	47.7
2 女性	491	46.9
無回答	56	5.4
計	1, 046	100.0

コメント：回答者の男女比は、ほぼ半々となっています。

問2 あなたの年齢は、何歳代ですか。（単数回答）

(n = 1, 046)

	回答数	構成比 (%)
1 20歳代	47	4.5
2 30歳代	123	11.8
3 40歳代	151	14.4
4 50歳代	179	17.1
5 60歳代	311	29.7
6 70歳代	210	20.1
無回答	25	2.4
計	1, 046	100.0

コメント：回答者の年代は、60歳代が最も多く、次いで70歳代、50歳代となっています。

問3 あなたがお住まいの校区は、次のどちらですか。（単数回答）

(n = 1, 046)

	回答数	構成比 (%)
1 与論校区	334	31.9
2 茶花校区	380	36.3
3 那間校区	308	29.4
無回答	24	2.3
計	1, 046	99.9

コメント：回答数を校区別にみると、茶花校区が最も多く、次いで与論、那間となっています。

問4 あなたの家の世帯構成をお選びください。（単数回答）

(n = 1, 046)

	回答数	構成比 (%)
1 ひとり暮らし	148	14.1
2 配偶者のみ	312	29.8
3 親と子（2世代）	391	37.4
4 祖父母と親と子（3世代）	103	9.8
5 その他	63	6.0
無回答	29	2.8
計	1,046	99.9

コメント：回答者の世帯構成をみると、「親と子（2世代）」が最も多く、次いで「配偶者のみ」、「一人暮らし」の順となっています。

問5 配偶者との現在の関係をお選びください。（単数回答）

(n = 1, 046)

	回答数	構成比 (%)
1 同居している	676	64.6
2 単身赴任中	14	1.3
3 別居している	38	3.6
4 離別・死別した	92	8.8
5 配偶者・パートナーはいない	150	14.3
無回答	76	7.3
計	1,046	99.9

コメント：回答者の配偶者との現在の関係をみると、「同居している」が約65%で最も多く、次いで「配偶者・パートナーはいない」が約14%となっています。

問6 あなたの主たるご職業をお選びください。（単数回答）

(n = 1, 046)

	回答数	構成比 (%)
1 会社・団体などの役員	70	6.7
2 勤めている（管理職）	45	4.3
3 勤めている（役員・管理職以外）	197	18.8
4 自営業（事業経営・個人商店など）	220	21.0
5 派遣	1	0.1
6 パート・アルバイト	140	13.4
7 専業主婦・主夫	106	10.1
8 自由業（個人で、自分の専門的知識や技術を生かした職業に従事）	48	4.6
9 その他	31	3.0
10 無職(求職中)	26	2.5
11 無職(仕事をしたいが、現在は求職していない)	46	4.4
12 無職(仕事をしたいと思っていない)	58	5.5
無回答	58	5.5
計	1,046	99.9

コメント：回答者の職業で最も多いのは、農業などが含まれる「自営業（事業経営・個人商店など）」が21%で、次いで「勤めている（役員・管理職以外）」が約19%となっています。

問7 ご家庭の家計の余裕はどの程度あるか教えてください。（単数回答）

(n = 1, 046)

	回答数	構成比 (%)
1 全く余裕がない	182	17.4
2 あまり余裕がない	378	36.1
3 どちらともいえない	252	24.1
4 ある程度余裕がある	189	18.1
5 かなり余裕がある	13	1.2
無回答	32	3.1
計	1,046	100.0

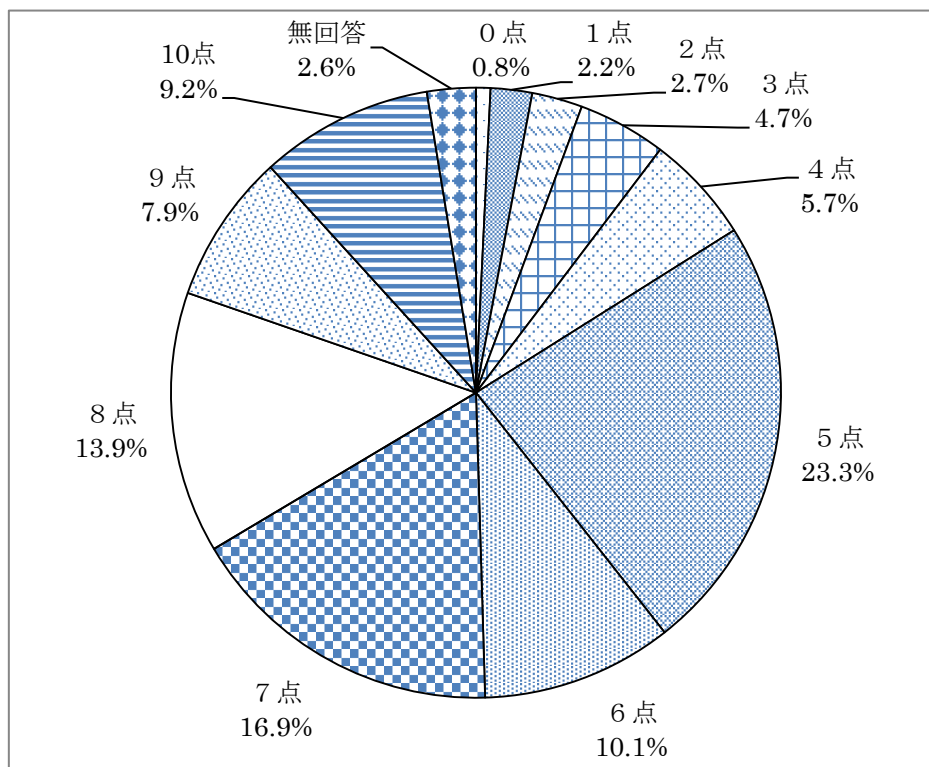
コメント：「あまり余裕がない」と「全く余裕がない」を合わせると53.5%となっています。一方、「ある程度余裕がある」は約18%となっています。

問8 現在、あなたはどの程度幸せですか。「とても不幸せ（0点）」から「とても幸せ（10点）」の間で表すと何点だと思いますか。（単数回答）

0点 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10点
 とても不幸せ ←—————→ とても幸せ
 (n=1,046)

	回答数	構成比 (%)
0点	8	0.8
1点	23	2.2
2点	28	2.7
3点	49	4.7
4点	60	5.7
5点	244	23.3
6点	106	10.1
7点	177	16.9
8点	145	13.9
9点	83	7.9
10点	96	9.2
無回答	27	2.6
計	1,046	100.0

コメント：回答者の幸せ度は5点が最も多く、次いで7点、8点、6点の順となっております。前問の結果と照らしてみると、家計の余裕はあまりないが、幸せ度は平均より少し上だと感じている方が多いように思われます。



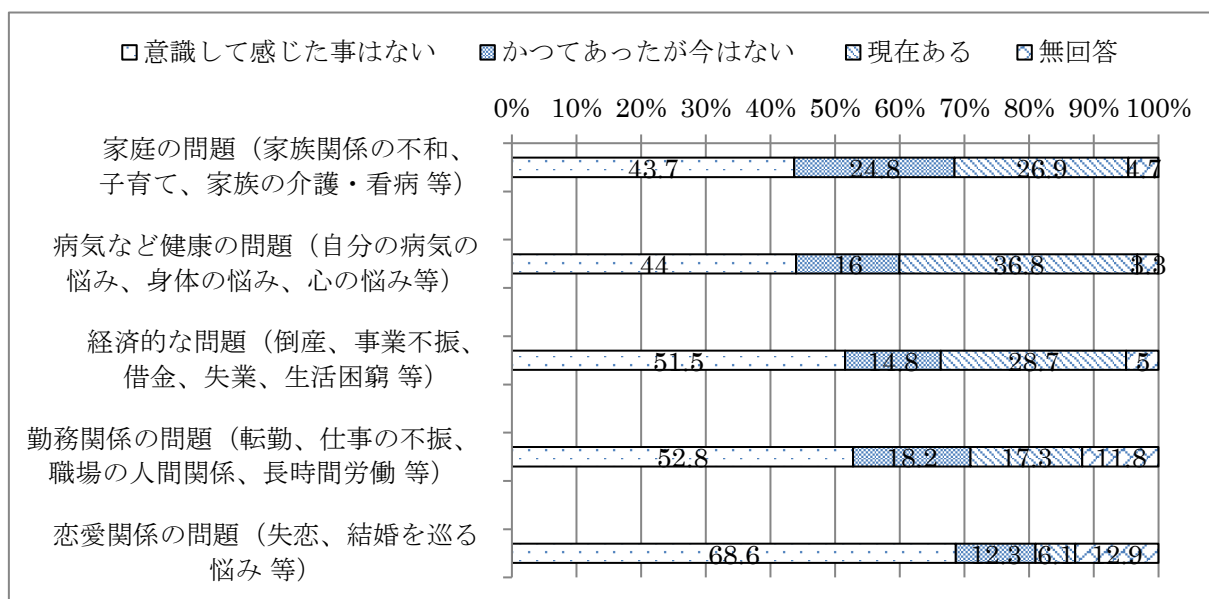
II 悩みやストレスに関しておたずねします

問9 あなたは日頃、aからeのそれぞれの問題に関して、悩みや苦勞、ストレス、不満を感じることがありますか。(単数回答)

(n = 1, 046)

			意識して感じ た事はない	かつてあった が今はない	現在ある	無回答	計
a	家庭の問題 (家族関係の不和、子育て、家族の介護・看病等)	回答数	457	259	281	49	1, 046
		(%)	43. 7	24. 8	26. 9	4. 7	100. 1
b	病気など健康の問題 (自分の病気の悩み、身体の悩み、心の悩み等)	回答数	460	167	385	34	1, 046
		(%)	44. 0	16. 0	36. 8	3. 3	100. 1
c	経済的な問題 (倒産、事業不振、借金、失業、生活困窮等)	回答数	539	155	300	52	1, 046
		(%)	51. 5	14. 8	28. 7	5. 0	100. 0
d	勤務関係の問題 (転勤、仕事の不振、職場の人間関係、長時間労働等)	回答数	552	190	181	123	1, 046
		(%)	52. 8	18. 2	17. 3	11. 8	100. 1
e	恋愛関係の問題 (失恋、結婚を巡る悩み等)	回答数	718	129	64	135	1, 046
		(%)	68. 6	12. 3	6. 1	12. 9	99. 9

コメント：設問の中で、悩みや苦勞、ストレス、不満が現在あると回答した方の割合が最も高いのは、「病気など健康の問題」で約 37%となっています。次いで、「経済的な問題」で約 29%、「家庭の問題」で約 27%、「勤務関係の問題」で約 17%、「恋愛関係の問題」で約 6%の順となっています。

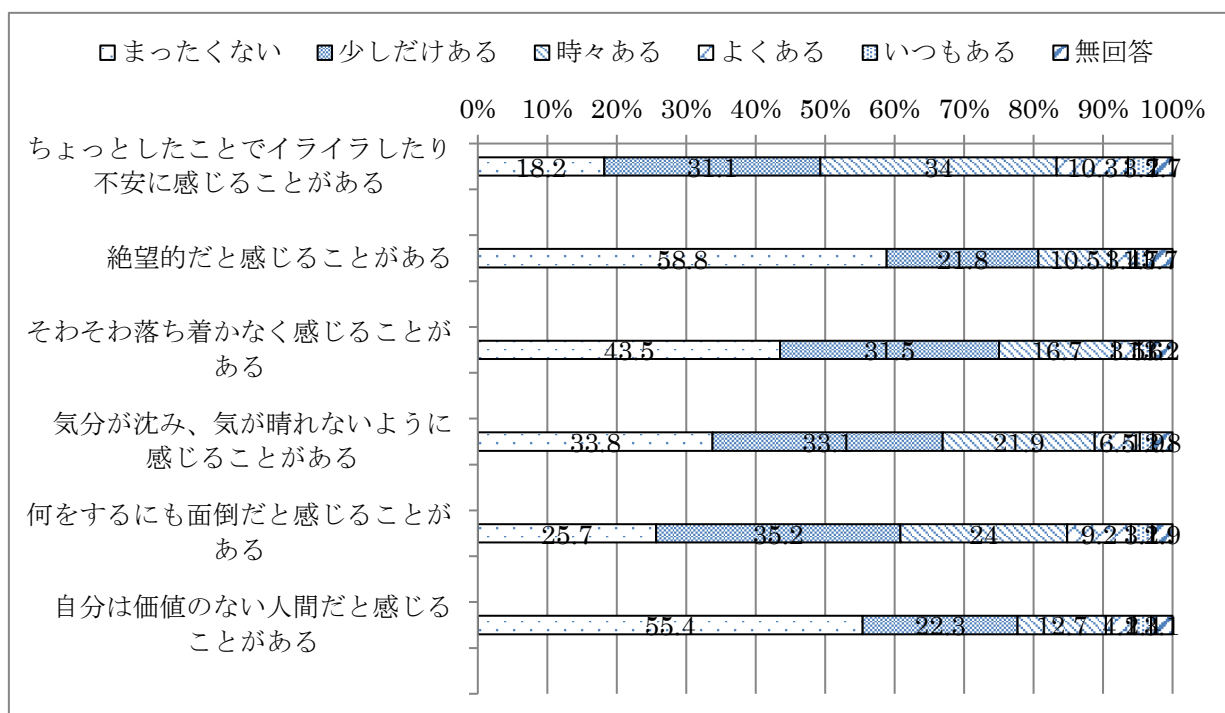


問 10 あなたは日々の生活の中で、次のように感じることはありませんか。（単数回答）

(n = 1,046)

			まった くない	少しだ けある	時々あ る	よくあ る	いつも ある	無回答	計
a	ちょっとしたことでイライラしたり不安に感じることもある	回答数	190	325	356	108	39	28	1,046
		(%)	18.2	31.1	34.0	10.3	3.7	2.7	100.0
b	絶望的だと感じることもある	回答数	615	228	110	36	18	39	1,046
		(%)	58.8	21.8	10.5	3.4	1.7	3.7	99.9
c	そわそわ落ち着かなく感じることもある	回答数	455	329	175	37	17	33	1,046
		(%)	43.5	31.5	16.7	3.5	1.6	3.2	100.0
d	気分が沈み、気が晴れないように感じることもある	回答数	354	346	229	68	20	29	1,046
		(%)	33.8	33.1	21.9	6.5	1.9	2.8	100.0
e	何をするにも面倒だと感じることもある	回答数	269	368	251	96	32	30	1,046
		(%)	25.7	35.2	24.0	9.2	3.1	2.9	100.1
f	自分は価値のない人間だと感じることもある	回答数	580	233	133	43	25	32	1,046
		(%)	55.4	22.3	12.7	4.1	2.4	3.1	100.0

コメント：「絶望的だと感じることもある」で、「よくある」と「いつもある」を選択した方は、回答者の5.1%となっています。また、「自分は価値のない人間だと感じたことがある」で、「よくある」と「いつもある」を選択した方は、回答者の6.5%となっています。

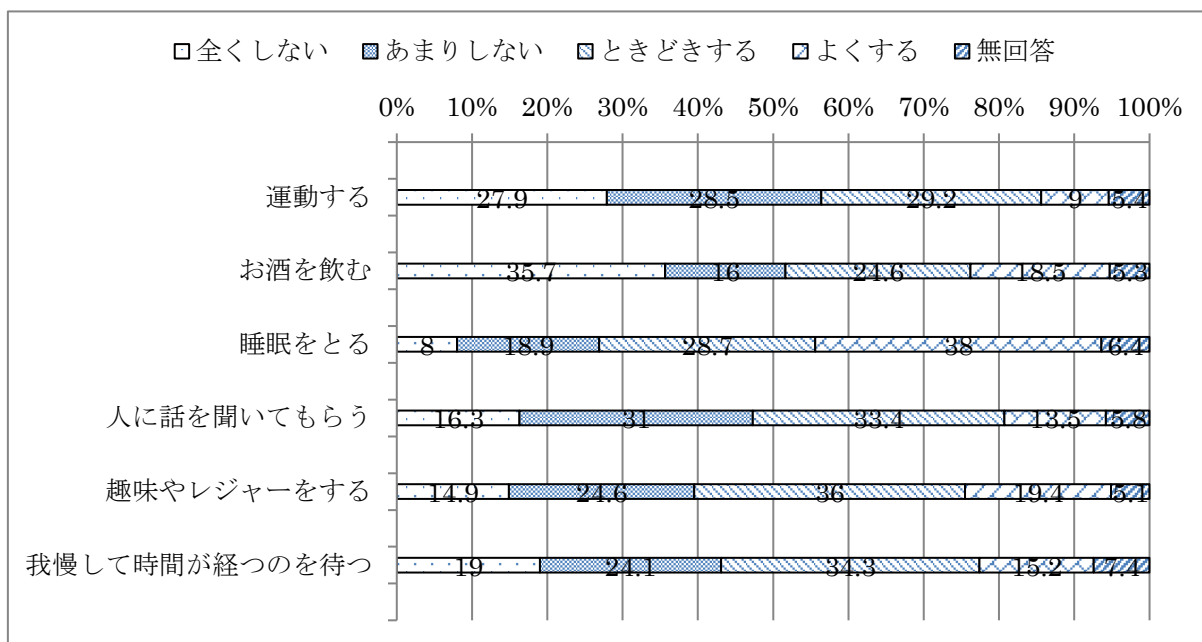


問 11 あなたは日常生活の不满、悩み、苦勞、ストレスを解消するために、次のことをどのくらいしますか。（単数回答）

(n = 1, 046)

			全く しない	あまり しない	ときどき する	よくする	無回答	計
a	運動する	回答数	292	298	305	94	57	1, 046
		(%)	27.9	28.5	29.2	9.0	5.4	100.0
b	お酒を飲む	回答数	373	167	257	194	55	1, 046
		(%)	35.7	16.0	24.6	18.5	5.3	100.1
c	睡眠をとる	回答数	84	198	300	398	67	1, 046
		(%)	8.0	18.9	28.7	38.0	6.4	100.0
d	人に話を聞いてもらう	回答数	171	324	349	141	61	1, 046
		(%)	16.3	31.0	33.4	13.5	5.8	100.0
e	趣味やレジャーをする	回答数	156	257	377	203	53	1, 046
		(%)	14.9	24.6	36.0	19.4	5.1	100.0
f	我慢して時間が経つのを待つ	回答数	199	252	359	159	77	1, 046
		(%)	19.0	24.1	34.3	15.2	7.4	100.0

コメント：ストレス解消法として「よくする」のは、1位「睡眠をとる 38.0%」、2位「趣味やレジャーをする 19.4%」、3位「お酒を飲む 18.5%」、4位「我慢して時間が経つのを待つ 15.2%」、5位「人に話を聞いてもらう 13.5%」、6位「運動する 9.0%」となっています。



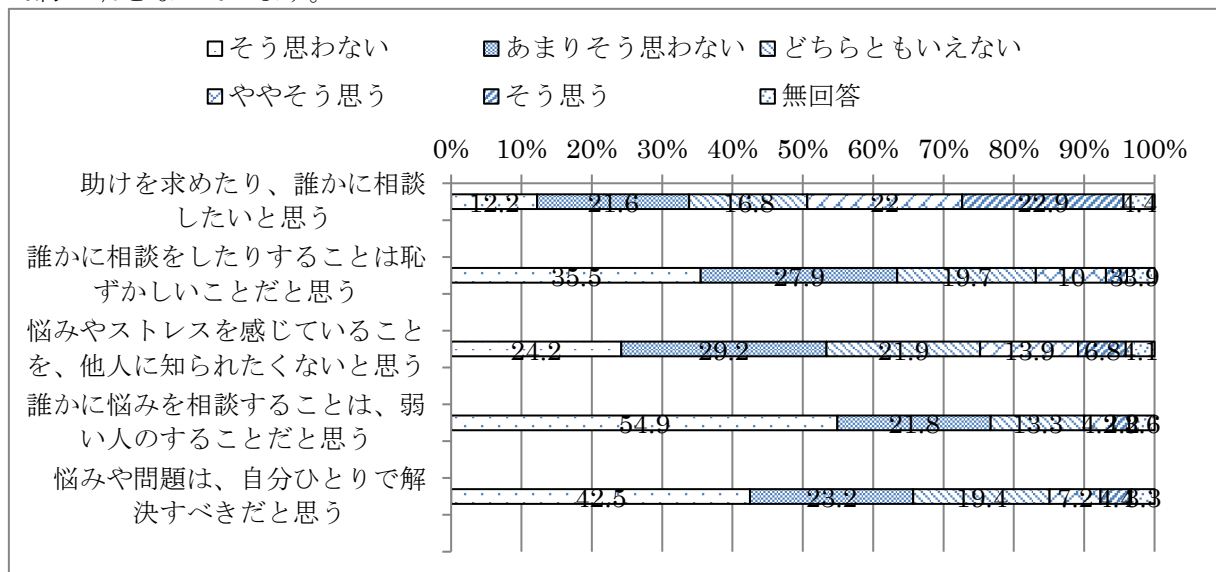
III 相談することについておたずねします

問 12 あなたは悩みやストレスを感じた時に、どう考えますか。（単数回答）

(n = 1, 046)

			そう思 わない	あまり そう思 わない	どちら ともい えない	ややそ う思う	そう思 う	無回答	計
a	助けを求めたり、誰かに相談したいと思う	回答数	128	226	176	230	240	46	1,046
		(%)	12.2	21.6	16.8	22.0	22.9	4.4	99.9
b	誰かに相談をしたりすることは恥ずかしいことだと思う	回答数	371	292	206	105	31	41	1,046
		(%)	35.5	27.9	19.7	10.0	3.0	3.9	100.0
c	悩みやストレスを感じていることを、他人に知られたくないと思う	回答数	253	305	229	145	71	43	1,046
		(%)	24.2	29.2	21.9	13.9	6.8	4.1	100.1
d	誰かに悩みを相談することは、弱い人のすることだと思う	回答数	574	228	139	44	23	38	1,046
		(%)	54.9	21.8	13.3	4.2	2.2	3.6	100.0
e	悩みや問題は、自分ひとりで解決すべきだと思う	回答数	445	243	203	75	46	34	1,046
		(%)	42.5	23.2	19.4	7.2	4.4	3.3	100.0

コメント：「助けを求めたり、誰かに相談したいと思う」という項目をみると、「そう思う」と回答した方が約 23%と最も多くなっています。一方、「誰かに相談をしたりすることは恥ずかしいことだと思う」や「誰かに悩みを相談することは、弱い人のすることだと思う」、「悩みや問題は、自分ひとりで解決すべきだと思う」という項目では、いずれも「そう思わない」と回答した方が約 36%～55%と最も多くなっています。また、「悩みやストレスを感じていることを、他人に知られたくないと思う」という項目では、「ややそう思う」と「そう思う」と回答した方が合わせて約 21%となっています。



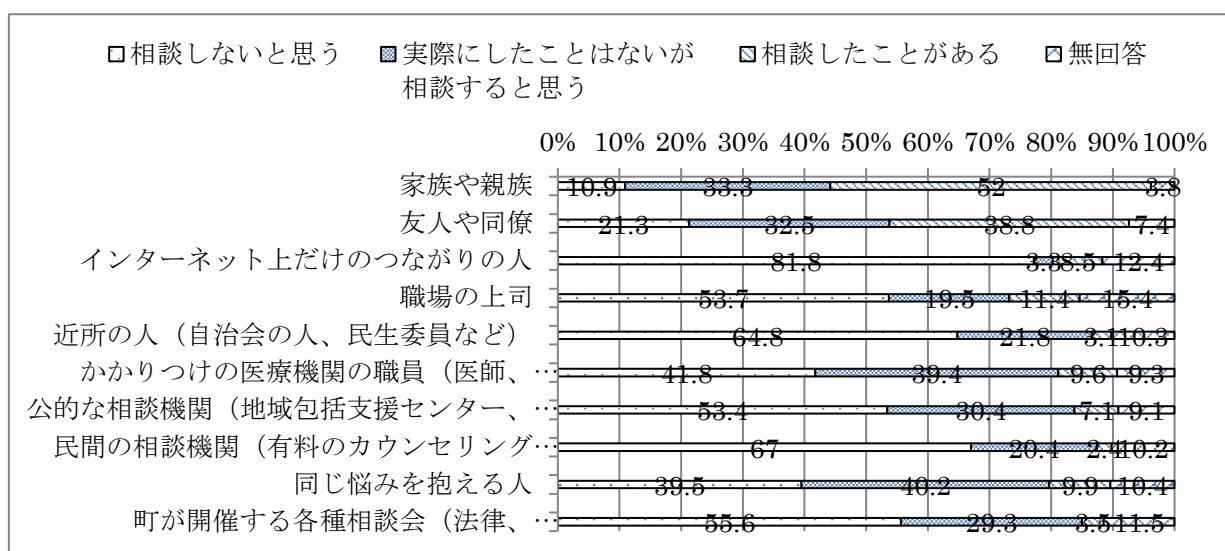
問 13 あなたは悩みやストレスを感じた時に、以下の人々に相談すると思いますか。

(単数回答)

(n = 1, 046)

			相談しないと 思う	実際にしたこ とはないが相 談すると思う	相談したこ とがある	無回答	計
a	家族や親族	回答数	114	348	544	40	1, 046
		(%)	10. 9	33. 3	52. 0	3. 8	100. 0
b	友人や同僚	回答数	223	340	406	77	1, 046
		(%)	21. 3	32. 5	38. 8	7. 4	100. 0
c	インターネット上だ けのつながりの人	回答数	856	34	26	130	1, 046
		(%)	81. 8	3. 3	8. 5	12. 4	100. 0
d	職場の上司	回答数	562	204	119	161	1, 046
		(%)	53. 7	19. 5	11. 4	15. 4	100. 1
e	近所の人 (自治会 の人、民生委員など)	回答数	678	228	32	108	1, 046
		(%)	64. 8	21. 8	3. 1	10. 3	100. 0
f	かかりつけの医療機 関の職員 (医師、看護 師など)	回答数	437	412	100	97	1, 046
		(%)	41. 8	39. 4	9. 6	9. 3	100. 1
g	公的な相談機関 (地域 包括支援センター、保 健センター、役場な ど) の職員など	回答数	559	318	74	95	1, 046
		(%)	53. 4	30. 4	7. 1	9. 1	100. 0
h	民間の相談機関 (有料 のカウンセリングセ ンターなど) の相談員	回答数	701	213	25	107	1, 046
		(%)	67. 0	20. 4	2. 4	10. 2	100. 0
i	同じ悩みを抱える人	回答数	413	420	104	109	1, 046
		(%)	39. 5	40. 2	9. 9	10. 4	100. 0
j	町が開催する各種相 談会 (法律、税務な どの相談) の専門家	回答数	582	307	37	120	1, 046
		(%)	55. 6	29. 3	3. 5	11. 5	99. 9

コメント：相談相手としては、「家族や親族」や「友人や同僚」が多く、その他は1割程度となっています。

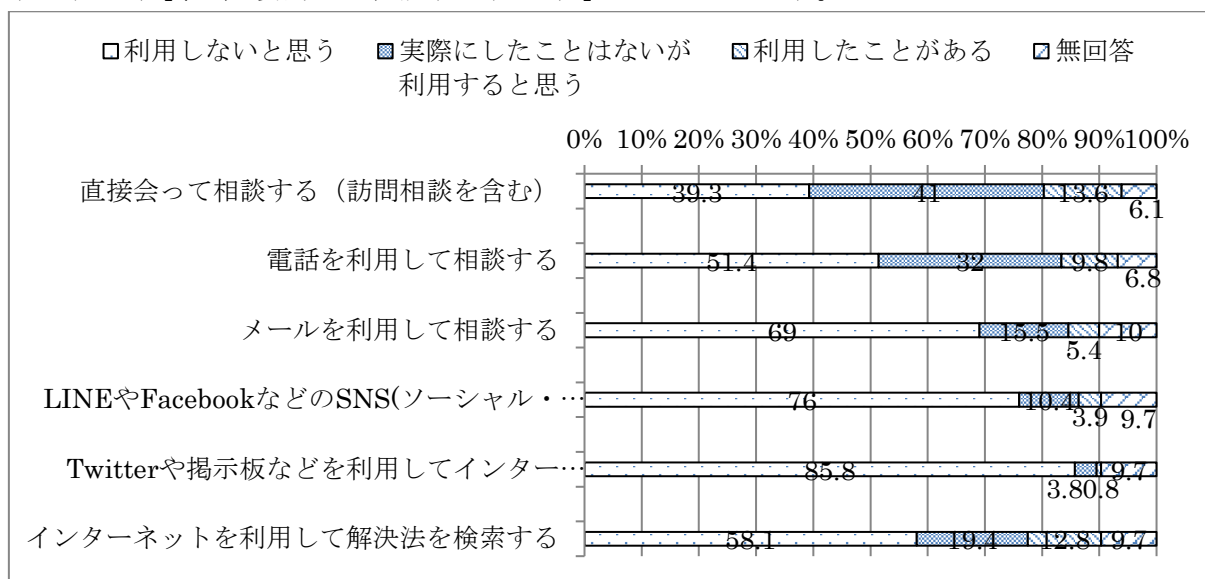


問14 あなたは悩みやストレスを感じた時に、以下の方法を使って悩みを相談したいと思いますか。（単数回答）

(n = 1, 046)

			利用しないと思う	実際にしたことはないが利用すると思う	利用したことがある	無回答	計
a	直接会って相談する (訪問相談を含む)	回答数	411	429	142	64	1, 046
		(%)	39.3	41.0	13.6	6.1	100.0
b	電話を利用して相談する	回答数	538	335	102	71	1, 046
		(%)	51.4	32.0	9.8	6.8	100.0
c	メールを利用して相談する	回答数	722	162	57	105	1, 046
		(%)	69.0	15.5	5.4	10.0	99.9
d	LINE や Facebook などのSNS(ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス)を利用して相談する	回答数	795	109	41	101	1, 046
		(%)	76.0	10.4	3.9	9.7	100.0
e	Twitterや掲示板などを利用してインターネット上の不特定多数に流す	回答数	897	40	8	101	1, 046
		(%)	85.8	3.8	0.8	9.7	100.1
f	インターネットを利用して解決法を検索する	回答数	608	203	134	101	1, 046
		(%)	58.1	19.4	12.8	9.7	100.0

コメント：悩みの相談方法としては、「直接会って相談する」が最も多く、「利用したことがある」約14%、「実際にしたことはないが利用すると思う」約41%となっています。一方、「利用しないと思う」で多い順番としては、「Twitterや掲示板などを利用してインターネット上の不特定多数に流す約86%」、「LINEやFacebookなどのSNS(ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス)を利用して相談する76%」、「メールを利用して相談する69%」、「インターネットを利用して解決法を検索する約58%」、「電話を利用して相談する約51%」、「直接会って相談する約39%」となっています。



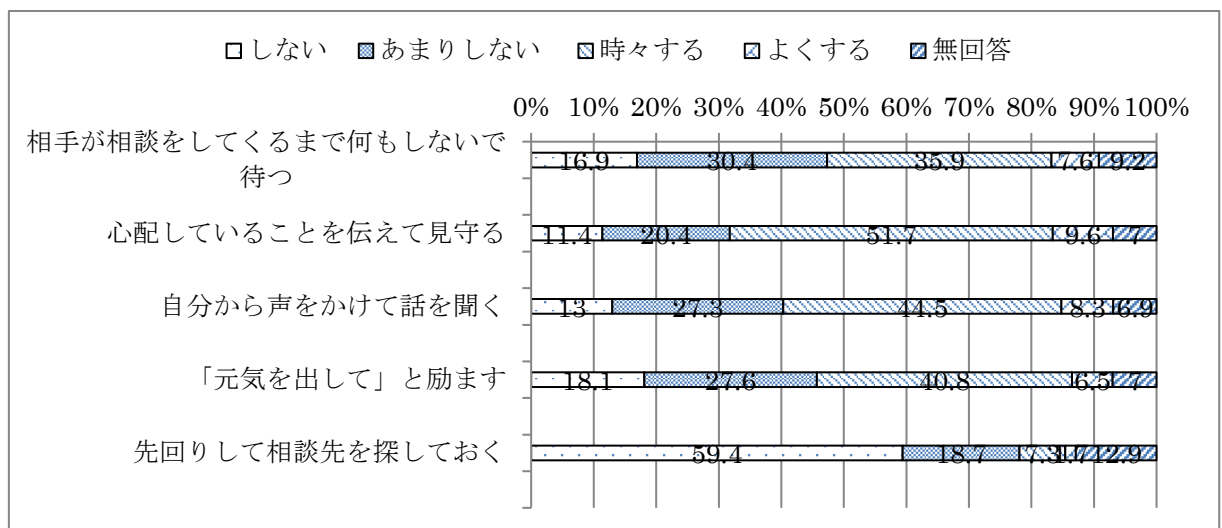
IV 相談を受けることについておたずねします

問 15 理由はわからないけれども、身近な人がいつもと違った様子で辛そうに見えた時に、あなたがどうするかについてお聞きします。（単数回答）

(n = 1, 046)

			しない	あまりしない	時々する	よくする	無回答	計
a	相手が相談をしてくるまで何もしないで待つ	回答数	177	318	375	80	96	1,046
		構成比 (%)	16.9	30.4	35.9	7.6	9.2	100.0
b	心配していることを伝えて見守る	回答数	119	213	541	100	73	1,046
		構成比 (%)	11.4	20.4	51.7	9.6	7.0	100.1
c	自分から声をかけて話を聞く	回答数	136	286	465	87	72	1,046
		構成比 (%)	13.0	27.3	44.5	8.3	6.9	100.0
d	「元気を出して」と励ます	回答数	189	289	427	68	73	1,046
		構成比 (%)	18.1	27.6	40.8	6.5	7.0	100.0
e	先回りして相談先を探しておく	回答数	621	196	76	18	135	1,046
		構成比 (%)	59.4	18.7	7.3	1.7	12.9	100.0

コメント：「時々する」と「よくする」を合わせた割合が高い順番は、1位「心配していることを伝えて見守る約61%」、2位「自分から声をかけて話を聞く約53%」、3位「「元気を出して」と励ます47%」、4位「相手が相談をしてくるまで何もしないで待つ約44%」、5位「先回りして相談先を探しておく9%」となっています。



問16 前の質問（問15）での選択肢（a～f）の中で、最もよくする対応を教えてください。（単数回答）

(n = 1, 046)

		a	b	c	d	e	f	
		相手が 相談を してく るまで 何もし ないで 待つ	心配し ている ことを 伝えて 見守る	自分か ら声を かけて 話を聞 く	「元気 を出し て」と 励ます	先回 りし て相 談先 を探 して おく	その他 及び 無回答	計
最もよくす る対応	回答数	154	230	184	43	12	423	1,046
	構成比 (%)	14.7	22.0	17.6	4.1	1.1	40.4	99.9

コメント：最もよくする対応は、「心配していることを伝えて見守る 22.0%」で、次いで「自分から声をかけて話を聞く 17.6%」となっています。

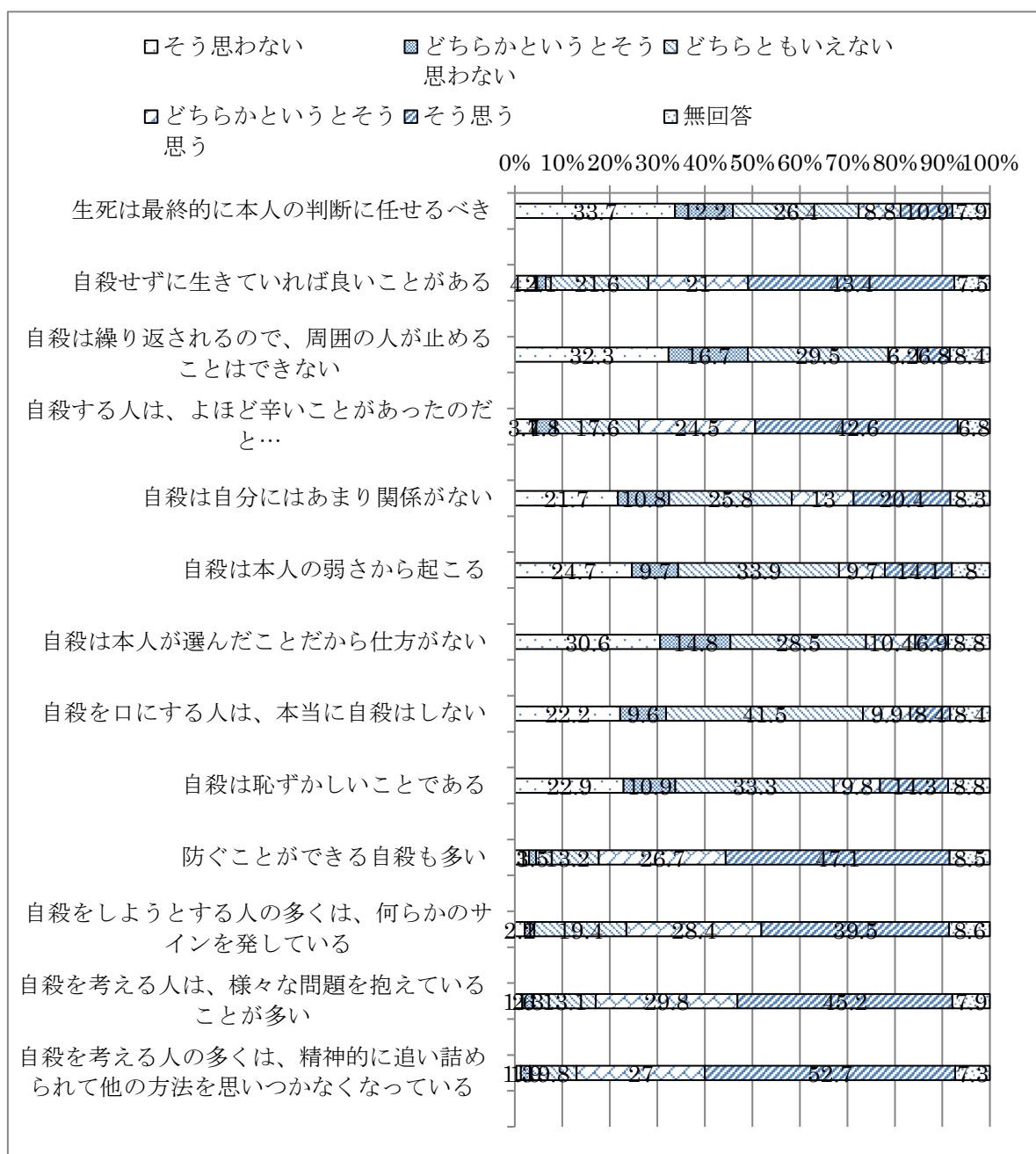
V 自殺に関するお考えについておたずねします

問 17 あなたは「自殺」についてどのように思いますか。（単数回答）

(n = 1, 046)

			そう思 わない	どちら かとい うとそ う思わ ない	どちら ともい えない	どちら かとい うとそ う思う	そう思 う	無回答	計
a	生死は最終的に本人の判断に任せるべき	回答数	353	128	276	92	114	83	1, 046
		(%)	33.7	12.2	26.4	8.8	10.9	7.9	99.9
b	自殺せずに生きていけば良いことがある	回答数	46	22	226	220	454	78	1, 046
		(%)	4.4	2.1	21.6	21.0	43.4	7.5	100.0
c	自殺は繰り返されるので、周囲の人が止めることはできない	回答数	338	175	309	65	71	88	1, 046
		(%)	32.3	16.7	29.5	6.2	6.8	8.4	99.9
d	自殺する人は、よほど辛いことがあったのだと思う	回答数	39	50	184	256	446	71	1, 046
		(%)	3.7	4.8	17.6	24.5	42.6	6.8	100.0
e	自殺は自分にはあまり関係がない	回答数	227	113	270	136	213	87	1, 046
		(%)	21.7	10.8	25.8	13.0	20.4	8.3	100.0
f	自殺は本人の弱さから起こる	回答数	258	101	355	101	147	84	1, 046
		(%)	24.7	9.7	33.9	9.7	14.1	8.0	100.1
g	自殺は本人が選んだことだから仕方がない	回答数	320	155	298	109	72	92	1, 046
		(%)	30.6	14.8	28.5	10.4	6.9	8.8	100.0
h	自殺を口にする人は、本当に自殺はしない	回答数	232	100	434	104	88	88	1, 046
		(%)	22.2	9.6	41.5	9.9	8.4	8.4	100.0
i	自殺は恥ずかしいことである	回答数	240	114	348	102	150	92	1, 046
		(%)	22.9	10.9	33.3	9.8	14.3	8.8	100.0
j	防ぐことができない自殺も多い	回答数	31	16	138	279	493	89	1, 046
		(%)	3.0	1.5	13.2	26.7	47.1	8.5	100.0
k	自殺をしようとする人の多くは、何らかのサインを発している	回答数	22	21	203	297	413	90	1, 046
		(%)	2.1	2.0	19.4	28.4	39.5	8.6	100.0
l	自殺を考える人は、様々な問題を抱えていることが多い	回答数	17	24	137	312	473	83	1, 046
		(%)	1.6	2.3	13.1	29.8	45.2	7.9	99.9
m	自殺を考える人の多くは、精神的に追い詰められて他の方法を思いつかなくなっている	回答数	14	20	103	282	551	76	1, 046
		(%)	1.3	1.9	9.8	27.0	52.7	7.3	100.0

コメント：「生死は最終的に本人の判断に任せるべき」で「そう思う」が約10%、「自殺は繰り返されるので、周囲の人が止めることはできない」で「そう思う」が約7%、「自殺は本人の弱さから起こる」で「そう思う」が約14%、「自殺は本人が選んだことだから仕方がない」で「そう思う」が約7%となっています。「自殺は自分にはあまり関係がない」の項目をみると、「そう思わない」が約22%、逆に「そう思う」が約20%となっています。「自殺は本人の弱さから起こる」及び「自殺は恥ずかしいことである」の項目で、「どちらかというと思う」と「そう思う」を合わせると、共に約24%となっています。「防ぐことができる自殺も多い」の項目では、「そう思う」が約47%と最も多くなっています。また、「自殺をしようとする人の多くは、何らかのサインを発している」の項目では、「そう思う」が約40%、「どちらかというと思う」が約28%となっており、合せて約68%の方が、「自殺をしようとする人の多くは、何らかのサインを発している」と思っています。

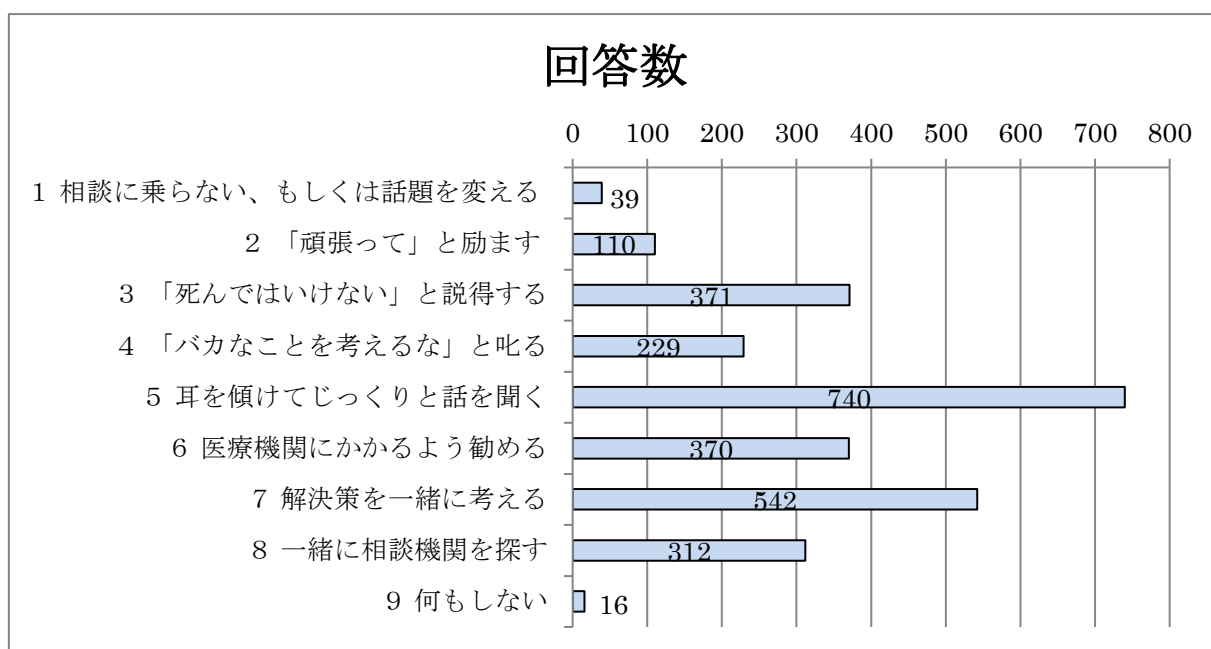


問18 もし身近な人から「死にたい」と打ち明けられた時、あなたはどのように対応しますか。（複数回答）

(n = 1, 046)

	回答数	構成比 (%)
1 相談に乗らない、もしくは話題を変える	39	3.7
2 「頑張って」と励ます	110	10.5
3 「死んではいけない」と説得する	371	35.5
4 「バカなことを考えるな」と叱る	229	21.9
5 耳を傾けてじっくりと話を聞く	740	70.7
6 医療機関にかかるよう勧める	370	35.4
7 解決策を一緒に考える	542	51.8
8 一緒に相談機関を探す	312	29.8
9 何もしない	16	1.5

コメント：「耳を傾けてじっくりと話を聞く」が約71%と最も多く、次いで「解決策を一緒に考える」約52%となっています。



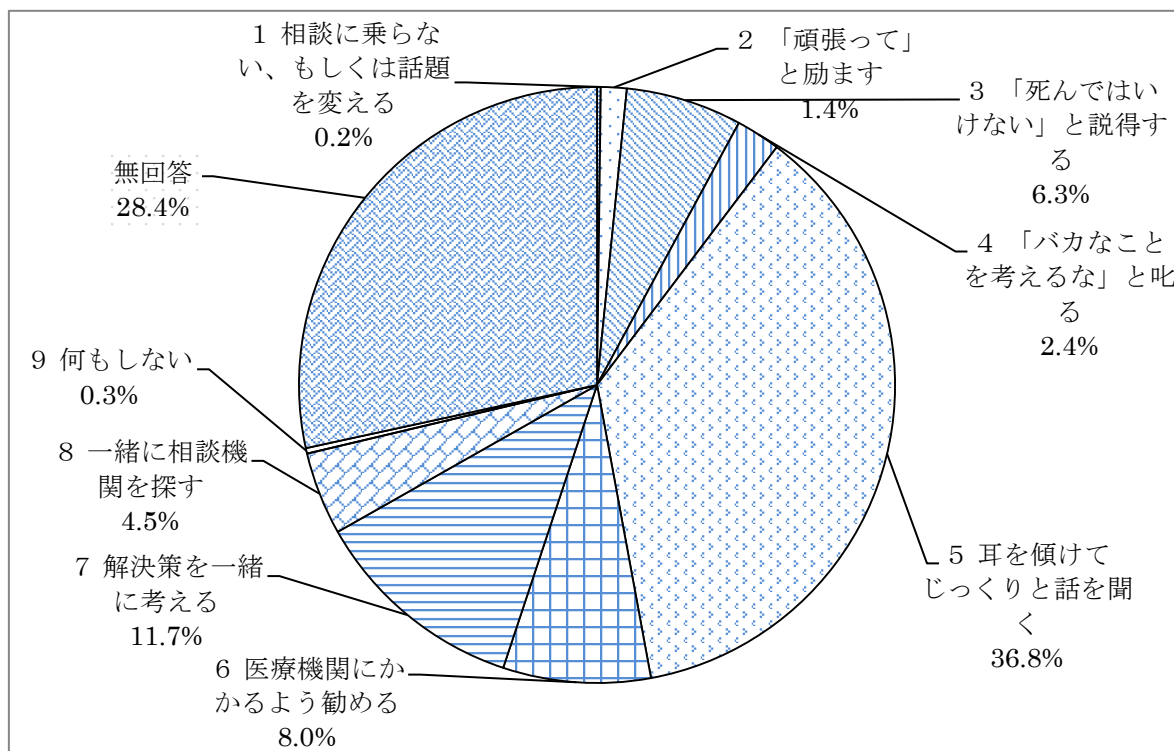
問19 前の質問（問18）で、最もするであろう対応とその対応の理由を教えてください。

（単数回答）

（n = 1, 046）

	回答数	構成比 (%)
1 相談に乗らない、もしくは話題を変える	2	0.2
2 「頑張って」と励ます	15	1.4
3 「死んではいけない」と説得する	66	6.3
4 「バカなことを考えるな」と叱る	25	2.4
5 耳を傾けてじっくりと話を聞く	385	36.8
6 医療機関にかかるよう勧める	84	8.0
7 解決策を一緒に考える	122	11.7
8 一緒に相談機関を探す	47	4.5
9 何もしない	3	0.3
無回答	297	28.4
計	1, 046	100.0

コメント：最もするであろう対応としては、「耳を傾けてじっくりと話を聞く」約37%と最も多くなっています。



VI 自死遺族支援についておたずねします

問20 あなたの周りで自殺（自死）をした方はいらっしゃいますか。（複数回答）

(n = 1, 046)

	回答数	構成比 (%)
1 同居の家族・親族	47	4.5
2 同居以外の家族・親族	195	18.6
3 友人	139	13.3
4 恋人	7	0.7
5 職場関係者	108	10.3
6 近所の人	121	11.6
7 知人	286	27.3
8 その他	75	7.2
9 いない	312	29.8

コメント：「知人」が最も多く、次いで「同居以外の家族・親族」、「友人」、「近所の人」、「職場関係者」と続いています。

問 21 身近な人が自死遺族であると分かった時、どのように対応しますか。（複数回答）

(n = 1, 046)

	回答数	構成比 (%)
1 相談に乗る	280	26.8
2 励ます	252	24.1
3 細かな状況を確認する	145	13.9
4 何らかのアドバイスをする	168	16.1
5 専門家の相談を受けるように勧める	157	15.0
6 特に何もしない	325	31.1
7 その他	27	2.6

コメント：「特に何もしない」が最も多く、次いで「相談に乗る」、「励ます」と続いています。

問22 前の質問（問21）で、最も可能性が高い対応とその対応の理由を教えてください。（単数回答）

(n = 1, 046)

	回答数	構成比 (%)
1 相談に乗る	126	12.0
2 励ます	74	7.1
3 細かな状況を確認する	40	3.8
4 何らかのアドバイスをする	31	3.0
5 専門家の相談を受けるように勧める	66	6.3
6 特に何もしない	217	20.7
7 その他	58	5.5
無回答	434	41.5
計	1,046	99.9

コメント：最も可能性の高い対応は、「特に何もしない」となっています。

問23 自死遺族の支援について、知っているものがありますか。（複数回答）

(n = 1, 046)

	回答数	構成比 (%)
1 遺族の集い（自由に話せる場）	135	12.9
2 無料電話相談	169	16.2
3 法テラス（借金や法律問題について）	102	9.8
4 役場の窓口（心のケア、生活支援、子育てなどについて）	173	16.5
5 学生支援機構・あしなが育英会（学費について）	156	14.9
6 いずれも知らない	471	45.0

コメント：「いずれも知らない」が最も多くなっています。

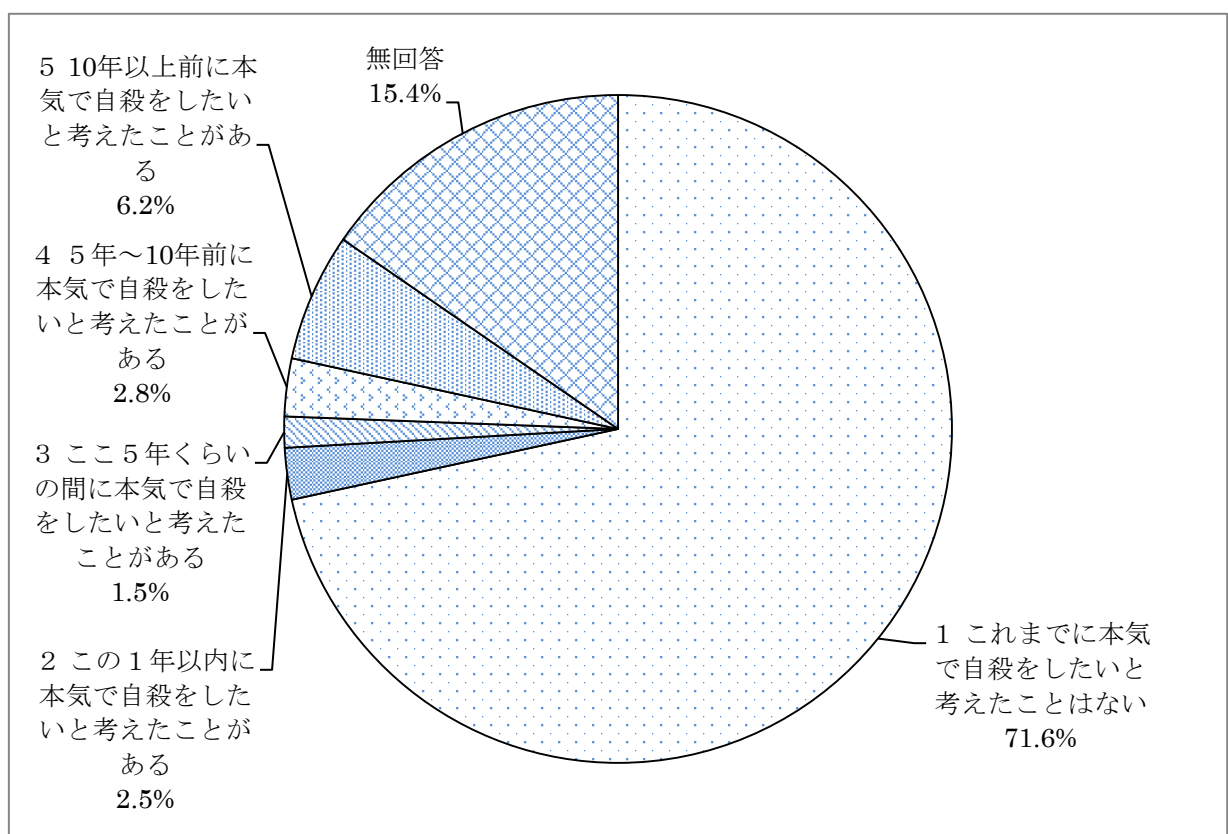
VII 本気で自殺をしたいと考えたことがあるかどうかについておたずねします

問24 あなたはこれまでに、本気で自殺をしたいと考えたことはありますか。（単数回答）

(n = 1,046)

	回答数	構成比 (%)
1 これまでに本気で自殺をしたいと考えたことはない	749	71.6
2 この1年以内に本気で自殺をしたいと考えたことがある	26	2.5
3 ここ5年くらいの間に本気で自殺をしたいと考えたことがある	16	1.5
4 5年～10年前に本気で自殺をしたいと考えたことがある	29	2.8
5 10年以上前に本気で自殺をしたいと考えたことがある	65	6.2
無回答	161	15.4
計	1,046	100.0

コメント：回答者のうち136人、13.0%の方が、過去に「自殺をしたいと考えたことがある」と回答しています。



次からの設問は、本気で自殺をしたいと考えたことがある(問24 で2～5のいずれかに○を付けた)人に対しておたずねするものです。

問25 自殺をしたいと考えた理由や原因はどのようなことでしたか。(複数回答)

(n=136)

		回答数	構成比 (%)
1 家庭の問題	1-1 家族関係の不和	40	29.4
	1-2 子育て	8	5.9
	1-3 子育て	9	6.6
	1-4 その他	19	14.0
2 病気など健康の問題	2-1 自分の病気の悩み	18	13.2
	2-2 身体の悩み	12	8.8
	2-3心の悩み	33	24.3
	2-4 その他	7	5.1
3 経済的な問題	3-1 倒産	0	0
	3-2 事業不振	1	0.7
	3-3 借金	10	7.4
	3-4 失業	4	2.9
	3-5 生活困窮	21	15.4
	3-6 その他	11	8.1
4 勤務関係の問題	4-1 転勤	1	0.7
	4-2 仕事の不振	10	7.4
	4-3 職場の人間関係	18	13.2
	4-4 長時間労働	12	8.8
	4-5 その他	14	10.3
5 恋愛関係の問題	5-1 失恋	5	3.7
	5-2 結婚を巡る悩み	6	4.4
	5-3 その他	17	12.5
6 学校の問題	6-1 いじめ	14	10.3
	6-2 学業不振	2	1.5
	6-3 教師との人間関係	6	4.4
	6-4 その他	9	6.6

コメント：「家庭関係の不和」、「心の悩み」、「生活困窮」、「病気の悩み」、「職場の人間関係」、「いじめ」で回答数が多くなっています。

問26 自殺をしたいという考えを思いとどまった理由は何ですか。（複数回答）

(n=136)

	回答数	構成比 (%)
1 人に相談して思いとどまった	20	14.7
2 家族や大切な人のことが頭に浮かんだ	64	47.1
3 解決策が見つかった	18	13.2
4 時間の経過とともに忘れさせてくれた	54	39.7
5 その他	28	20.6

コメント：「家族や大切な人のことが頭に浮かんだ」が最も多く、次いで「時間の経過とともに忘れさせてくれた」となっています。

問27 前の質問（問26）で1に○を付けた方に質問です。相談した相手の方はどなたでしたか。（複数回答）

(n=20)

	回答数	構成比 (%)
1 同居している家族・親族	20	100.0
2 同居以外の家族・親族	11	55.0
3 友人	20	100.0
4 恋人	1	5.0
5 学校・職場関係者	1	5.0
6 近所の人	0	0.0
7 知人	2	10.0
8 相談機関の職員（保健センター、役場、医療機関等）	9	45.0
9 その他	14	70.0

コメント：相談した方のうち、全員が「同居している家族・親族」及び「友人」に相談したと回答しています。

相談窓口一覧

主に鹿児島県自殺対策リーフレットに記載されている相談窓口の一部を掲載しています。

分野	相談窓口	電話番号等	相談内容
こころの健康に関する相談	県精神保健福祉センター	099-218-4755	様々な心の悩み、依存症等についての相談
	こころの電話	099-228-9566 099-228-9567	精神的不安等、心の悩みごとに関する相談
	鹿児島いのちの電話	099-250-7000	自殺などの様々な困難を抱え、ひとり悩む方々の相談
	自殺予防情報センター	099-228-9558	自殺を考えている方の相談、大切な人を自死によって亡くされた方の相談 等
	徳之島保健所	0997-82-0149	精神的不安等に関する相談
	与論町保健センター	0997-97-5105 0997-97-5561	精神的不安等に関する相談
青少年、子どもに関する相談	県精神保健福祉センター	099-218-4755	思春期相談（精神科医）
	大島児童相談所	0997-53-6070	養護、育成、非行、心身障害、里親等の子どものに関する相談
	子ども・家庭 110 番	099-275-4152	子育て、非行、いじめ・不登校等の相談
	かごしま子ども・若者総合相談センター（ひきこもり地域支援センター）	099-257-8230	不登校、ひきこもり、ニート、フリーター等
	鹿児島教育ホットライン 24	0210-783-574	いじめ、不登校、子どもに関する相談
	NPO 法人ネットポリス鹿児島	スマートフォンアプリ「LINE」の ID 検索 ID : meyasubako	若年層（39 歳以下）に関する様々な悩み
男女間の問題に関する相談	県男女共同参画センター	099-221-6630 099-221-6631	家庭や職場、地域等での性別に起因する悩みや問題の相談
	県女性相談センター	099-222-1467	暴力などを受けている女子等の相談
	女性の人権ホットライン	0570-070-810	女性をめぐる人権問題（DV、セクハラ等）
高齢者に関する相談	鹿児島シルバー110番	099-250-0110 0120-165-270 （フリーダイヤル）	高齢者やその家族の方々の心配ごと、悩みごと
	与論町地域包括支援センター	0997-97-5105	認知症に関すること、高齢者やその家族の方々の心配ごと、悩みごと
多重債務に関する相談	鹿児島県消費生活センター	099-224-0999	多重債務等の相談、その他消費生活全般に関する相談
	大島消費生活相談所	0997-52-0999	多重債務等の相談、その他消費生活全般に関する相談
	九州財務局鹿児島財務事務所	099-227-5279	多重債務等の相談
	県弁護士会	099-226-3765	多重債務、生活保護等の相談
	県司法書士会	099-256-0335	多重債務の相談など

分野	相談窓口	電話番号等	相談内容
労働に関する相談	鹿児島労働局総合労働相談コーナー	099-223-8239	個々の労働者と事業主との間の民事的なトラブルの相談
	名瀬総合労働相談コーナー	0997-52-0574	解雇、雇止め、配置転換、いじめ、いやがらせ、労災保険等に関する相談等
	名瀬ハローワーク	0997-52-4611	就業に関する相談 職業相談、職業紹介、求人受付、障害者に対する職業相談、職業訓練の相談等
	鹿児島産業保健総合支援センター	099-252-8002	産業保健相談員による相談
身体の健康・障害等に関する相談	県難病相談・支援センター	099-218-3133	療養上の悩みや不安等に関する相談、各種公的手続き、就労等に関する相談
	ハートピアかごしま(身体障害者更生相談所)	099-229-2324	身体障害者手帳、補装具、更生医療の相談
	障害者 110 番	099-228-6000	障害者・その家族の不安や悩みの相談
	県高次脳機能障害者支援センター	099-228-9568	高次脳機能障害に関する相談
	県障害者権利養護センター	099-286-5110	障害者への虐待の通報・相談・障害者及び養護者支援のための情報提供等
その他(人権問題等)の相談	犯罪被害者等支援総合窓口(県生活・文化課)	099-286-2523	犯罪被害者等の相談内容に応じた個別相談窓口の案内
	鹿児島犯罪被害者支援センター	099-226-8341	犯罪被害者等からの電話、面接相談、心理カウンセリング
	性犯罪被害 110 番	#8103	わいせつ、ちかん等の性犯罪被害等の相談
	鹿児島地方法務局人権擁護課	099-259-0684	人権問題に関する全般的な相談
	交通事故相談所	099-285-2526	交通事故に関する相談(交通事故の損害賠償額の算出、示談の進め方、保険の請求に関する相談等)
	性暴力被害者サポートネットワークかごしま「FLOWER」	099-239-8787	性暴力被害に関する電話相談、面談相談等

○自殺対策基本法

(平成十八年六月二十一日)

(法律第八十五号)

第百六十四回通常国会

第三次小泉内閣

改正 平成二七年九月一一日法律第六六号

同二八年三月三〇日同第一一号

自殺対策基本法をここに公布する。

自殺対策基本法

目次

第一章 総則（第一条—第十一条）

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）

第三章 基本的施策（第十五条—第二十二条）

第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（平二八法一一・一部改正）

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は

自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

- 5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

(平二八法一一・一部改正)

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(平二八法一一・一部改正)

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(平二八法一一・旧第五条繰上)

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(平二八法一一・旧第六条繰上・一部改正)

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(平二八法一一・追加)

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

- 2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

- 3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

- 4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(平二八法一一・追加)

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律

第二十六号)第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。) 、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(平二八法一一・追加)

(名誉及び生活の平穩への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(平二八法一一・旧第七条線下)

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(平二八法一一・旧第九条線下)

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

(平二八法一一・旧第十条線下・一部改正)

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(平二八法一一・追加)

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱(次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。)を定めなければならない。

(平二八法一一・追加)

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

(平二八法一一・追加)

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、

予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

(平二八法一一・追加)

第三章 基本的施策

(平二八法一一・旧第二章線下)

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(平二八法一一・旧第十一条線下・一部改正)

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(平二八法一一・旧第十三条線下・一部改正)

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(平二八法一一・旧第十四条線下・一部改正)

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連

携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(平二八法一一・旧第十五条線下・一部改正)

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(平二八法一一・旧第十六条線下)

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(平二八法一一・旧第十七条線下・一部改正)

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(平二八法一一・旧第十八条線下・一部改正)

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二八法一一・旧第十九条線下・一部改正)

第四章 自殺総合対策会議等

(平二八法一一・旧第三章線下・改称)

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
- 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(平二七法六六・一部改正、平二八法一一・旧第二十条線下・一部改正)

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。
- 3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内

閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

- 4 会議に、幹事を置く。
- 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(平二七法六六・一部改正、平二八法一一・旧第二十一条線下・一部改正)

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

(平二八法一一・追加)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一八年政令第三四三号で平成一八年一〇月二八日から施行)

附 則 (平成二七年九月一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

(自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二八年三月三〇日法律第一一号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

「自殺総合対策大綱」(概要)

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

平成28年の自殺対策基本法の改正や我が国の自殺の実態を踏まえ抜本的に見直し

第1 自殺総合対策の基本理念

- 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す
- 自殺対策は、社会における「**生きることの阻害要因**」を減らし、「**生きることの促進要因**」を増やすことを通じて、**社会全体の自殺リスクを低下**させる
- 阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等
促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- 年間自殺者数は減少傾向にあるが、**非常事態はまだまだ続いている**
- 地域レベルの実践的な取組を**PDCAサイクルを通じて推進**する

第3 自殺総合対策の基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な**精神保健医療福祉サービス**を受けられるようにする
7. **社会全体の自殺リスクを低下**させる
8. 自殺未遂者の再発の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. **子ども・若者の自殺対策を更に推進**する
12. **勤務問題による自殺対策を更に推進**する

第5 自殺対策の数値目標

- 先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、**平成38年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少**（平成27年18.5 ⇒ 13.0以下）

(WHO:仏15.1(2013)、米13.4(2014)、独12.6(2014)、加11.3(2012)、英7.5(2013)、伊7.2(2012))

第6 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における計画的な自殺対策の推進
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

自殺総合対策における当面の重点施策(ポイント)

●自殺対策基本法の改正の趣旨・基本的施策及び我が国の自殺を巡る現状を踏まえて、更なる取組が求められる施策 ※各施策に担当府省を明記 ※補助的な評価指標の盛り込み(例：よりそいホットラインや心の健康相談統一ダイヤルの認知度)

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

<p>1.地域レベルの実践的な取組への支援を強化する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域自殺対策プロファイル、地域自殺対策の政策パッケージの作成 ・地域自殺対策計画の策定ガイドラインの作成 ・地域自殺対策推進センターへの支援 ・自殺対策の専任職員の配置・専任部署の設置の促進 	<p>2.国民一人ひとりの気づきと見守りを促す</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施 ・児童生徒の自殺対策に関する教育の実施(SOSの出し方に関する教育の推進) ・自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及 ・うつ病等についての普及啓発の推進 	<p>3.自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究・検証・成果活用(革新的自殺研究推進プログラム) ・先進的な取組に関する情報の収集、整理、提供 ・子ども・若者の自殺調査 ・死因究明制度との連動 ・オンサイト施設の形成等により自殺対策の関連情報を安全に集積・整理・分析 	<p>4.自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療等に関する専門家などを養成する大学や専門学校等と連携した自殺対策教育の推進 ・自殺対策の連携調整を担う人材の養成 ・かかりつけ医の資質向上 ・教職員に対する普及啓発 ・地域保健・産業保健スタッフの資質向上 ・グートキーパーの養成 ・家族や知人等を含めた支援者への支援 	<p>5.心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職場におけるメンタルヘルス対策の推進 ・地域における心の健康づくりの推進体制の整備 ・学校における心の健康づくりの推進体制の整備 ・大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進 	<p>6.適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神科医療、保健、福祉等の連携の向上、専門職の配置 ・精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成等 ・うつ病、統合失調症、アルコール依存症、ギャンブル依存症等のハイリスク者対策
<p>7.社会全体の自殺リスクを低下させる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICT(インターネットやSNS等)の活用 ・ひきこもり児童生徒、性的マイノリティに対する支援の充実 ・妊産婦への支援の充実 ・相談の多様な手段の確保、アウトリーチの強化 ・関係機関等の連携に必要な情報共有の周知 ・自殺対策に資する居場所づくりの推進 	<p>8.自殺未遂者の再発の自殺企図を防ぐ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の自殺未遂者支援の拠点機能を担う医療機関の整備 ・医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化 ・居場所づくりとの連動による支援 ・家族等の身近な支援者に対する支援 ・学校、職場等での事後対応の促進 	<p>9.遺された人への支援を充実する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺族の自助グループ等の運営支援 ・学校、職場等での事後対応の促進 ・遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等 ・遺族等に対応する公的機関の職員等の資質の向上 ・遺児等への支援 	<p>10.民間団体との連携を強化する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間団体の人材育成に対する支援 ・地域における連携体制の確立 ・民間団体の相談事業に対する支援 ・民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援 	<p>11.子ども・若者の自殺対策を更に推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめを苦にした子どもの自殺の予防 ・学生・生徒への支援充実 ・SOSの出し方に関する教育の推進 ・子どもへの支援の充実 ・若者への支援の充実 ・若者の特性に応じた支援の充実 ・知人等への支援 	<p>12.勤務問題による自殺対策を更に推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長時間労働の是正 ・職場におけるメンタルヘルス対策の推進 ・ハラスメント防止対策